

島根県子どものセーフティネット推進施策

ガイドブック

2022年度版

島根県 ・ 島根県教育委員会

島根県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十四号）第9条第1項に基づく計画として、平成27年3月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、令和3年3月に改訂しました。

この計画の中では子どもの貧困対策の基本方針を示しており、その基本方針に基づき事業計画を定め、様々な事業を実施しています。

本ガイドブックは、これらの事業のうち学校等で活用していただけたような施策などを抜き出し、その事業概要や事業の問い合わせ先などを掲載していますので、学校等におけるセーフティネットの推進に向けてご活用ください。

○留意点

- ①掲載内容は、予告なく変更されている場合がありますので、活用にあたっては「問い合わせ先」にご確認ください。
- ②施策インデックスの施策欄には、島根県子どものセーフティネット推進計画で定めている全ての事業を記載しています。事業概要が掲載されていない事業について確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

■このガイドブックに関する問い合わせ先■

島根県健康福祉部地域福祉課

生活保護・生活困窮者支援スタッフ TEL 0852-22-6878 FAX 0852-22-5448

島根県教育庁総務課

政策企画スタッフ TEL 0852-22-6250 FAX 0852-22-5400

※個々の事業については、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

Page 10 of 10

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

施 策	目 的 (施 策 体 系)	大項目		1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備			2 子どもの健全な成長に対する支援										3 保護者等に対する支援										4 子どもの居場所に対する支援			5 子どもの学びに対する支援					6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		中項目	小項目	(1)	(2)	(3)	(1)			(2)				(1)			(2)			(3)				(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	対策推進のための体制整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				保護・支援が必要な子どもや保護者の発見	問題の共有と役割分担の決定	発見から連携へつなぐ体制の強化	安心の確保	子どもの就労等の支援				経済的困窮に対する支援			生活の支援			就労の支援				保育等の確保	保護者としての役割を果たすための支援	支障の必要な子どもたちに関する情報発信	支障の必要ない子どもたちに関する情報発信	就学に伴う経済的負担の軽減	学校教育による学力保障	地域等における学習支援	学校における就学継続のための支援	奨学金等の情報提供〔再掲〕	奨学金等の情報提供〔再掲〕	進学費用等に関する経済的支援〔2ページから一部再掲〕	〔中絶と卒業後、再掲〕	〔中絶と卒業後、再掲〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目 的 (施 策 体 系)		大項目		2 子どもの健全な成長に対する支援										3 保護者等に対する支援										4 子どもの居場所に対する支援		5 子どもの学びに対する支援							対策推進のための体制整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		中項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		小項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		ページ		(1) 発見から保護・支援が必要な子どもや保護者の発見		(2) 問題の共有と役割分担の決定		(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化		(1) 安心の確保		(2) 子どもの就労等の支援		(1) 経済的困難に対する支援		(2) 生活の支援		(3) 就労の支援		(4) 保育等の確保	(5) 保護者としての役割を果たすための支援	(1) 支援が必要な子どもたちに関する情報発信	(2) 地域の力を生かした居場所づくり	(3) 子どもの居場所充実のための取り組み	(4) 就学に伴う経済的負担の軽減	(5) 就学における就学継続のための支援	(6) 就学における学習支援	(7) 就学における経済的負担の軽減																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ア 行政の各分野における発見		イ 学校、幼稚園、保育所等における発見		ウ 要保護児童対策地域協議会		エ 生活困難者自立相談支援機関		オ 児童相談所		カ 児童相談所		キ 児童相談所		ク 児童相談所		ケ 児童相談所		コ 児童相談所		サ 児童相談所		セ 児童相談所		ソ 児童相談所		タ 児童相談所		チ 児童相談所		ツ 児童相談所		テ 児童相談所		ト 児童相談所		ナ 児童相談所		ニ 児童相談所		ノ 児童相談所		ハ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ホ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所		ヘ 児童相談所</	

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

[illegible]

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

施 策	目 的 (施策 体系)	大項目		2 子どもの健全な成長に対する支援										3 保護者等に対する支援										4 子どもの居場所に対する支援		5 子どもの学びに対する支援							6					
		1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備																																				
		(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見		(2) 問題の共有と役割分担の決定	(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化	(1) 安心の確保			(2) 子どもの就労等の支援							(1) 経済的困難に対する支援			(2) 生活の支援			(3) 就労の支援				(4) 保育等の確保	(5) 保護者としての役割を果たすための支援	(1) 支援が必要な子どもたちに関する情報発信	(2) 地域の力を生かした居場所づくり	(3) 子どもの居場所充実のための取り組み	(1) 就学に伴う経済的負担の軽減	(2) 学校教育による学力保障	(3) 地域等における学習支援	(4) 学校における就学継続のための支援	(5) 奨学金等の情報提供（「再掲」）	(6) 「進学費用等」に関する経済的支援（「2」②イから「一部再掲」）	(7) 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援（「再掲」）	対策推進のための体制整備
		ア 行政の各分野における発見		イ 学校・発見	ウ 発見後の対応	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困難者自立相談支援機関	ウ 発見から連携へつなぐ体制の強化	ア 社会的整合的保護等の適切な利用と体制の強化	イ 保育等の確保	ウ 食育活動の推進	エ 子どもの心理的ケア	オ 未定者の状況把握と支援の進捗	カ 特定支援学校卒業生への状況把握	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	オ 生活困難者自立支援法による生活支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	カ 障がい児支援に関する相談支援	ア 生活困難者自立相談支援機関	イ 生活保護	ウ ひとり親家庭	エ 生活保護受給者等就労自立促進事業	オ 雇用関係助成制度の活用	カ 自立を支援する経済的な自立を支援する経済								

46. 86は欠番としています。

No.	事業名
1	生活困窮者自立相談支援事業
■事業概要 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、就労の支援その他自立に関する問題について、包括的・一元的に対応する窓口を設置し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 【事業内容】 1 自立相談支援事業（全市町村必須事業） 相談に包括的に対応し、自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークを作る。 2 住居確保給付金（全市町村必須事業） 離職者等であって、所得等が一定の水準以下の者に対し、有期で家賃相当額を給付する。 3 就労準備支援事業（任意事業）松江、浜田、出雲、益田、大田、安来、雲南、奥出雲、邑南、吉賀 一般就労への移行困難者に対し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を実施する。 4 一時生活支援事業（任意事業）松江、大田、邑南 住居のない者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3 か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する。 5 家計改善支援事業（任意事業）松江、浜田、出雲、益田、大田、安来、江津、雲南、奥出雲、美郷、邑南、吉賀 失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、公的制度の利用支援、家計表の作成等家計に関するきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付けの斡旋等を行う。 6 子どもの学習支援事業（任意事業）松江、出雲、大田、奥出雲 生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもに対して学習援助を行う。	
■実施主体 各市町村	
■事業対象者 仕事や生活に困っている方（本人、家族、まわりの関係者等）	

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市くらし相談支援センター（松江市社会福祉協議会）	0852-60-7575
浜田市	あんしん生活相談窓口（浜田市社会福祉協議会）	0855-25-1755
出雲市	生活支援・相談センター（出雲市社会福祉協議会）	0853-23-3790
益田市	益田市あんしん生活支援センター（益田市社会福祉協議会）	0856-22-7256 0120-062-301
大田市	生活サポートセンターおおだ（大田市社会福祉協議会）	0854-82-0820
安来市	生活支援・相談センター（安来市社会福祉協議会）	0854-27-7888
江津市	生活支援相談センター（江津市社会福祉協議会）	0855-52-2474（代）
雲南市	生活支援・相談センター（雲南市社会福祉協議会）	0854-45-3933
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町社会福祉協議会	0855-72-0104
美郷町	くらしの相談所みさと（美郷町社会福祉協議会）	0855-75-1300
邑南町	邑南町社会福祉協議会	0855-84-8484
津和野町	津和野町社会福祉協議会	0856-74-1617
吉賀町	くらしもっと（吉賀町社会福祉協議会）	0856-77-0136
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島あんしんセンター（隠岐の島町社会福祉協議会）	08512-3-1303

■島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課 生活保護・生活困窮者支援スタッフ TEL 0852-22-6878

No.	事業名																																													
2	困難を有する子ども・若者支援事業																																													
■事業概要 ひきこもり、不登校、発達障がいなどの様々な要因から社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の総合相談や支援活動を行う市町村の取組を支援する事業。 ○県地域協議会運営事業 地域協議会の開催により、関係機関の相互理解・連携強化を図る事業 ○子ども若者自立支援総合推進事業 困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援拡充を図るため、市町村が実施する「居場所」「社会体験」「就労体験」事業を支援する事業 ○協力事業所コーディネーター活動支援事業 「子ども・若者総合相談窓口」に寄せられる相談内容を分析し、困難を抱える子ども・若者が必要とする協力事業所（者）の開拓等を行う「協力事業所コーディネーター」を子ども・若者総合相談窓口を設置する市町に配置する事業 (※)「子ども・若者総合相談窓口」とは、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 13 条に規定する子ども・若者総合相談センターであって、不登校、ひきこもり、ニート、非行問題等、幅広い分野にまたがる子ども・若者の相談の一次的な受け皿となり、自ら対応できない相談については地域内の適切な機関につなぐ機能を有する窓口をいう。																																														
■実施主体 各市町村																																														
■事業対象者 社会生活を円滑に営む上での困難を有する小学生から 30 歳代の子ども・若者、その家族、まわりの関係者等																																														
■問い合わせ先 【県内の子ども・若者総合相談センター】(R4. 3 月末現在) <table><tr><th>市町村名</th><th>担当部署名</th><th>相談センター名称</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松江市</td><td>教育委員会生涯学習課</td><td>青少年支援センター</td><td>0800-200-2700</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>教育委員会学校教育課</td><td>青少年サポートセンター</td><td>0120-783-419</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>市民活動支援課</td><td>子ども・若者支援センター</td><td>0120-84-7867</td></tr><tr><td>益田市</td><td>教育委員会協働のひとづくり推進課</td><td>子ども・若者支援センター</td><td>0800-600-4357</td></tr><tr><td rowspan="2">大田市</td><td rowspan="2">子ども家庭支援課</td><td>子ども・若者総合相談窓口</td><td>0854-83-8147</td></tr><tr><td>ほっとスペースゆきみーる（委託）</td><td>0854-83-7373</td></tr><tr><td>安来市</td><td>福祉課</td><td>子ども・若者総合相談窓口</td><td>0854-23-3248</td></tr><tr><td>江津市</td><td>教育委員会社会教育課</td><td>子ども・若者総合相談窓口</td><td>0855-52-7741</td></tr><tr><td rowspan="2">雲南市</td><td>教育委員会キャリア教育政策課</td><td>教育支援センター「おんせんキャンパス」</td><td>0854-48-0007</td></tr><tr><td>こども政策局子ども家庭支援課</td><td>子ども家庭支援センター「すワン」</td><td>0854-40-1067</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>福祉事務所</td><td>子ども・若者相談窓口</td><td>0854-72-1773</td></tr></table>		市町村名	担当部署名	相談センター名称	TEL	松江市	教育委員会生涯学習課	青少年支援センター	0800-200-2700	浜田市	教育委員会学校教育課	青少年サポートセンター	0120-783-419	出雲市	市民活動支援課	子ども・若者支援センター	0120-84-7867	益田市	教育委員会協働のひとづくり推進課	子ども・若者支援センター	0800-600-4357	大田市	子ども家庭支援課	子ども・若者総合相談窓口	0854-83-8147	ほっとスペースゆきみーる（委託）	0854-83-7373	安来市	福祉課	子ども・若者総合相談窓口	0854-23-3248	江津市	教育委員会社会教育課	子ども・若者総合相談窓口	0855-52-7741	雲南市	教育委員会キャリア教育政策課	教育支援センター「おんせんキャンパス」	0854-48-0007	こども政策局子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター「すワン」	0854-40-1067	飯南町	福祉事務所	子ども・若者相談窓口	0854-72-1773
市町村名	担当部署名	相談センター名称	TEL																																											
松江市	教育委員会生涯学習課	青少年支援センター	0800-200-2700																																											
浜田市	教育委員会学校教育課	青少年サポートセンター	0120-783-419																																											
出雲市	市民活動支援課	子ども・若者支援センター	0120-84-7867																																											
益田市	教育委員会協働のひとづくり推進課	子ども・若者支援センター	0800-600-4357																																											
大田市	子ども家庭支援課	子ども・若者総合相談窓口	0854-83-8147																																											
		ほっとスペースゆきみーる（委託）	0854-83-7373																																											
安来市	福祉課	子ども・若者総合相談窓口	0854-23-3248																																											
江津市	教育委員会社会教育課	子ども・若者総合相談窓口	0855-52-7741																																											
雲南市	教育委員会キャリア教育政策課	教育支援センター「おんせんキャンパス」	0854-48-0007																																											
	こども政策局子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター「すワン」	0854-40-1067																																											
飯南町	福祉事務所	子ども・若者相談窓口	0854-72-1773																																											

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課 青少年育成スタッフ TEL 0852-22-6235/6524

No.	事業名
3	子どもと家庭電話相談室
■事業概要 子どもやその家族が抱えている、学校での困りごとや家庭での子育て、子どもの発達等子どもに関する諸問題について、フリーダイヤルの専用電話を設置し、専門相談員が相談に応じる。 ○専用電話番号 0 1 2 0 - 2 5 8 - 6 4 1 ○受 付 時 間 9 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0 （祝日・年末年始を除く）	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 県内全ての子どもとその家族等	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ TEL 0852-22-6393	

No.	事業名
5・6	民生委員・児童委員
■制度と活動の概要 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、児童委員法に定める児童委員を兼ねている。 民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、必要な世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。 また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。 なお、民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上知りえた個人の身上に関する秘密は守られる。	
■子どもに関する主な活動内容 ○子どもたちの「身近な理解者（おとな）」であり、「地域の子育て応援団」 ・学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等により、「地域の顔見知りのおじさん、おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係づくりを目指している。 ・放課後や長期休暇の「居場所づくり」事業の実施や協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わることで、信頼関係を築き、子どもたちが悩みや課題を抱えた時には相談相手となる。 ・子育て中の保護者に対し「子育てサロン」「子ども広場」等の情報提供を行うことで、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めている。また、委員自身も参加することにより、子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることを目指している。 ○子育て、子育てを応援する地域づくり ・地域住民や地域の多様な団体と連携・協力し、子育て支援や見守り、健全育成活動などに積極的に取り組む。 ○課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える活動 ・「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりを進める。 ・学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有をすすめ、適切な役割分担のもとで支援へつなぐ。 ・課題を抱える親子を把握した際には、適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添う活動を行う。	
■実施主体 国（厚生労働大臣）	

■問い合わせ先

居住地域の民生委員・児童委員の名前・連絡先について知りたい場合は、下記の市町村民生児童委員協議会事務局まで問い合わせ。

民生児童委員協議会名	所在地	電話番号
松江市民生児童委員協議会連合会	松江市末次町86 松江市役所 福祉部福祉総務課内	0852-55-5334
浜田市民生児童委員協議会	浜田市野原町859-1 浜田市社会福祉協議会内	0855-22-0094
出雲市民生委員児童委員協議会	出雲市今市町543 出雲市社会福祉協議会内	0853-23-3781
益田市民生委員児童委員協議会	益田市常盤町1-1 益田市役所 福祉環境部 生活福祉課内	0856-31-0664
大田市民生児童委員協議会	大田市大田町大田1128 大田市社会福祉協議会内	0854-82-0091
安来市民生児童委員協議会	安来市飯島町1240-13 安来市社会福祉協議会内	0854-23-1855
江津市民生児童委員協議会	江津市江津町1518-1 江津市社会福祉協議会内	0855-52-2474
雲南市民生児童委員協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 雲南市社会福祉協議会内	0854-45-9888
奥出雲町民生児童委員協議会	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町福祉事務所内	0854-54-2541
飯南町民生児童委員協議会	飯石郡飯南町頓原2064 飯南町保健福祉センター内	0854-72-1770
川本町民生児童委員協議会	邑智郡川本町大字川本332-16 川本町社会福祉協議会内	0855-72-0104
美郷町民生児童委員協議会	邑智郡美郷町粕淵195-1 美郷町社会福祉協議会内	0855-75-1345
邑南町民生児童委員協議会	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場 福祉課内	0855-95-1236
津和野町民生児童委員協議会	鹿足郡津和野町後田64-6 津和野町福祉事務所内	0856-72-0673
吉賀町民生委員児童委員協議会	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場 保健福祉課内	0856-77-1165
海士町民生児童委員協議会	隠岐郡海士町大字海士3969-1海士町社会福祉協議会内	08514-2-0010
西ノ島町民生児童委員協議会	隠岐郡西ノ島町美田2485 西ノ島町社会福祉協議会内	08514-6-1470
知夫村民生児童委員協議会	隠岐郡知夫村664 知夫村社会福祉協議会内	08514-8-2270
隠岐の島町民生児童委員協議会	隠岐郡隠岐の島町下西78-2 隠岐の島町役場 福祉課内	08512-2-8561

■島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉グループ TEL 0852-22-5089

No.	事業名																																																												
10	スクールソーシャルワーカー活用事業																																																												
■事業概要 いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題への対応や児童生徒の置かれた環境改善のため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談・支援体制を整備する。 ※参考 URL http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikusido/ 島根県教育庁教育指導課 『スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン』（平成29年6月） 【スクールソーシャルワーカーの職務】 （1）課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け （2）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 （3）学校内におけるチーム体制の構築、支援 （4）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 （5）教職員等への研修活動																																																													
■実施主体 島根県 各市町村																																																													
■事業対象者 公立学校に在籍している児童生徒及びその保護者																																																													
■問い合わせ先 <table><tr><th>市町村名</th><th>担当部署名</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松江市</td><td>松江市教育委員会学校教育課生徒指導推進室</td><td>0852-55-5652</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>浜田市教育委員会学校教育課児童生徒支援係</td><td>0855-25-9711</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>出雲市教育委員会児童生徒支援課生徒指導係</td><td>0853-21-6204</td></tr><tr><td>益田市</td><td>益田市教育委員会学校教育課学力育成推進室</td><td>0856-31-0445</td></tr><tr><td>大田市</td><td>大田市教育委員会学校教育課指導研修係</td><td>0854-83-8123</td></tr><tr><td>安来市</td><td>安来市教育委員会学校教育課</td><td>0854-23-3193</td></tr><tr><td>江津市</td><td>江津市教育委員会学校教育課</td><td>0855-52-7495</td></tr><tr><td>雲南市</td><td>雲南市教育委員会学校教育課</td><td>0854-40-1072</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町教育委員会教育魅力課</td><td>0854-52-2672</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>飯南町教育委員会学校教育担当</td><td>0854-76-3944</td></tr><tr><td>川本町</td><td>川本町教育委員会教育課</td><td>0855-72-0594</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>美郷町教育委員会教育課学校教育係</td><td>0855-75-1217</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>邑南町教育委員会学校教育課</td><td>0855-83-1126</td></tr><tr><td>津和野町</td><td>津和野町教育委員会学校教育係</td><td>0856-72-1854</td></tr><tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町教育委員会学校教育</td><td>0856-77-1285</td></tr><tr><td>海士町</td><td>海士町教育委員会共有課</td><td>08514-2-1222</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町教育委員会教育課</td><td>08514-6-0171</td></tr><tr><td>知夫村</td><td>知夫村教育委員会総務教育係</td><td>08514-8-2301</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町教育委員会総務学校教育課</td><td>08512-2-2095</td></tr></table>		市町村名	担当部署名	TEL	松江市	松江市教育委員会学校教育課生徒指導推進室	0852-55-5652	浜田市	浜田市教育委員会学校教育課児童生徒支援係	0855-25-9711	出雲市	出雲市教育委員会児童生徒支援課生徒指導係	0853-21-6204	益田市	益田市教育委員会学校教育課学力育成推進室	0856-31-0445	大田市	大田市教育委員会学校教育課指導研修係	0854-83-8123	安来市	安来市教育委員会学校教育課	0854-23-3193	江津市	江津市教育委員会学校教育課	0855-52-7495	雲南市	雲南市教育委員会学校教育課	0854-40-1072	奥出雲町	奥出雲町教育委員会教育魅力課	0854-52-2672	飯南町	飯南町教育委員会学校教育担当	0854-76-3944	川本町	川本町教育委員会教育課	0855-72-0594	美郷町	美郷町教育委員会教育課学校教育係	0855-75-1217	邑南町	邑南町教育委員会学校教育課	0855-83-1126	津和野町	津和野町教育委員会学校教育係	0856-72-1854	吉賀町	吉賀町教育委員会学校教育	0856-77-1285	海士町	海士町教育委員会共有課	08514-2-1222	西ノ島町	西ノ島町教育委員会教育課	08514-6-0171	知夫村	知夫村教育委員会総務教育係	08514-8-2301	隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会総務学校教育課	08512-2-2095
市町村名	担当部署名	TEL																																																											
松江市	松江市教育委員会学校教育課生徒指導推進室	0852-55-5652																																																											
浜田市	浜田市教育委員会学校教育課児童生徒支援係	0855-25-9711																																																											
出雲市	出雲市教育委員会児童生徒支援課生徒指導係	0853-21-6204																																																											
益田市	益田市教育委員会学校教育課学力育成推進室	0856-31-0445																																																											
大田市	大田市教育委員会学校教育課指導研修係	0854-83-8123																																																											
安来市	安来市教育委員会学校教育課	0854-23-3193																																																											
江津市	江津市教育委員会学校教育課	0855-52-7495																																																											
雲南市	雲南市教育委員会学校教育課	0854-40-1072																																																											
奥出雲町	奥出雲町教育委員会教育魅力課	0854-52-2672																																																											
飯南町	飯南町教育委員会学校教育担当	0854-76-3944																																																											
川本町	川本町教育委員会教育課	0855-72-0594																																																											
美郷町	美郷町教育委員会教育課学校教育係	0855-75-1217																																																											
邑南町	邑南町教育委員会学校教育課	0855-83-1126																																																											
津和野町	津和野町教育委員会学校教育係	0856-72-1854																																																											
吉賀町	吉賀町教育委員会学校教育	0856-77-1285																																																											
海士町	海士町教育委員会共有課	08514-2-1222																																																											
西ノ島町	西ノ島町教育委員会教育課	08514-6-0171																																																											
知夫村	知夫村教育委員会総務教育係	08514-8-2301																																																											
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会総務学校教育課	08512-2-2095																																																											
■島根県担当課 教育庁 教育指導課 子ども安全支援室 TEL 0852-22-6064 / 6065																																																													

No.	事業名																																																												
1 1	要保護児童対策地域協議会																																																												
■事業概要 ・虐待を受けている児童等、支援を必要とする児童（要保護児童等）の早期発見、支援を行うための「子どもを守る地域ネットワーク」。 ・各市町村が設置し、事務局（調整機関）を持つ。 ・要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）は、児童福祉・保健医療・教育・警察司法等の各機関で構成され、構成機関は各市町村が定める。 ・要対協に参画する機関には守秘義務が課せられている。 ・要対協の運営は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造となっている。 ・個別ケース検討会議では、関係各機関が情報を持ち寄り、子どもと家庭等の現状と必要な対応・支援策と役割分担について協議・共有し、各機関が連携して支援に当たる。 ・調整機関が各支援状況と効果等を集約し、実務者会議で進行管理を行う。 ・代表者会議は構成機関の代表者による会議であり、実務者会議が円滑に運営されるための環境調整を目的として開催される。																																																													
■事業対象者 要保護児童及びその保護者、要支援児童及びその保護者、特定妊婦																																																													
■問い合わせ先 島根県内市町村要保護児童対策地域協議会担当課 一覧 <table><tr><th>市町村名</th><th>担当課</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松江市</td><td>松江市家庭相談課 家庭相談グループ</td><td>0852-55-5484</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>浜田市子ども・子育て支援課 子ども家庭相談係</td><td>0855-25-9331</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>出雲市子ども政策課 子ども家庭相談室</td><td>0853-21-6604</td></tr><tr><td>益田市</td><td>益田市子ども家庭支援課 子育てあんしん相談係</td><td>0856-31-1977</td></tr><tr><td>大田市</td><td>大田市子ども家庭支援課 子ども家庭相談係</td><td>0854-83-8147</td></tr><tr><td>安来市</td><td>安来市子ども未来課 子育て支援係</td><td>0854-23-3222</td></tr><tr><td>江津市</td><td>江津市子育て支援課 子育て支援係</td><td>0855-52-7487</td></tr><tr><td>雲南市</td><td>雲南市子ども家庭支援課</td><td>0854-40-1067</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町こども家庭支援課 こども家庭支援グループ</td><td>0854-54-2504</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr><tr><td>川本町</td><td>川本町健康福祉課 福祉係</td><td>0855-72-0633</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>美郷町健康福祉課 子育て支援係</td><td>0855-75-1931</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>邑南町福祉課 子どもまると相談係</td><td>0855-95-1168</td></tr><tr><td>津和野町</td><td>津和野町健康福祉課 福祉係</td><td>0856-72-0673</td></tr><tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町保健福祉課</td><td>0856-77-1165</td></tr><tr><td>海士町</td><td>海士町健康福祉課 福祉係</td><td>08514-2-1823</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町健康福祉課 福祉係</td><td>08514-6-0104</td></tr><tr><td>知夫村</td><td>知夫村村民福祉課</td><td>08514-8-2211</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町保健福祉課 子育て世代包括支援係</td><td>08512-2-8577</td></tr></table>		市町村名	担当課	TEL	松江市	松江市家庭相談課 家庭相談グループ	0852-55-5484	浜田市	浜田市子ども・子育て支援課 子ども家庭相談係	0855-25-9331	出雲市	出雲市子ども政策課 子ども家庭相談室	0853-21-6604	益田市	益田市子ども家庭支援課 子育てあんしん相談係	0856-31-1977	大田市	大田市子ども家庭支援課 子ども家庭相談係	0854-83-8147	安来市	安来市子ども未来課 子育て支援係	0854-23-3222	江津市	江津市子育て支援課 子育て支援係	0855-52-7487	雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067	奥出雲町	奥出雲町こども家庭支援課 こども家庭支援グループ	0854-54-2504	飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川本町	川本町健康福祉課 福祉係	0855-72-0633	美郷町	美郷町健康福祉課 子育て支援係	0855-75-1931	邑南町	邑南町福祉課 子どもまると相談係	0855-95-1168	津和野町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673	吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165	海士町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823	西ノ島町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104	知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課 子育て世代包括支援係	08512-2-8577
市町村名	担当課	TEL																																																											
松江市	松江市家庭相談課 家庭相談グループ	0852-55-5484																																																											
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課 子ども家庭相談係	0855-25-9331																																																											
出雲市	出雲市子ども政策課 子ども家庭相談室	0853-21-6604																																																											
益田市	益田市子ども家庭支援課 子育てあんしん相談係	0856-31-1977																																																											
大田市	大田市子ども家庭支援課 子ども家庭相談係	0854-83-8147																																																											
安来市	安来市子ども未来課 子育て支援係	0854-23-3222																																																											
江津市	江津市子育て支援課 子育て支援係	0855-52-7487																																																											
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067																																																											
奥出雲町	奥出雲町こども家庭支援課 こども家庭支援グループ	0854-54-2504																																																											
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																											
川本町	川本町健康福祉課 福祉係	0855-72-0633																																																											
美郷町	美郷町健康福祉課 子育て支援係	0855-75-1931																																																											
邑南町	邑南町福祉課 子どもまると相談係	0855-95-1168																																																											
津和野町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673																																																											
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165																																																											
海士町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823																																																											
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104																																																											
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211																																																											
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課 子育て世代包括支援係	08512-2-8577																																																											

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ TEL 0852-22-6393

No.	事業名
13	学校・福祉連携モデル事業
■事業概要 貧困等、学校のみでは解決が困難である就学・修学上の課題を抱える子どもや家庭等に対して、学校と社会福祉が連携し、早期に把握、適切な支援につなげる取組を推進することが肝要である。学校と社会福祉の連携による成果を検証するとともに、より一層の連携を進めていくうえでの課題を抽出し、活用のための具体策を実証的に研究する。	
■実施主体 島根県・各市町村	
■事業対象者 県立学校・市町村教育委員会	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 教育庁 人権同和教育課 指導グループ TEL 0852 - 22 - 5432	

No.	事業名
1 4	人権教育教職員研修事業（子ども支援実践講座）
■事業概要 不登校児童生徒数の増加、貧困家庭の子どもが抱える困難の状況など、多様化・複雑化する教育現場の課題に対応するため、島根県教育センターの能力開発研修として、教職員の社会福祉に対する理解を促進し、実践力の向上を図るために研修を行う。	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 小学校・中学校及び義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 教育庁 人権同和教育課 指導グループ TEL 0852 - 22 - 5432	

No.	事業名
15	子どもと家庭特定支援事業 (児童相談所一時保護事業)
■事業概要 棄児、家出などにより適当な保護者や生活の場がない場合、虐待や放任など家庭から一時的に引き離さなければならない場合、子どもの行動が自分や他人に危害を及ぼすおそれのある場合などに、必要な期間、一時保護所や児童養護施設などで、一時保護を行います。	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）など	
■問い合わせ先 中央児童相談所 TEL 0852-21-3168 隠岐相談室 TEL 08512-2-9706 出雲児童相談所 TEL 0853-21-0007 浜田児童相談所 TEL 0855-28-3560 益田児童相談所 TEL 0856-22-0083	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ TEL 0852-22-6393	

No.	事業名
16	施設入所児童支援事業（措置費）
■事業概要 児童養護施設入所児童等が、より一層充実した処遇を受けるとともに、一日でも早く家庭復帰や自立が行えるように支援するため、施設等での生活に必要な費用、医療費、教育に係る費用、自立支援に係る費用等を支弁する。 ○教育に係る費用及び自立支援に係る費用に関する主な措置費 ・幼稚園費 ・入進学支度費（小学校、中学校入学時に必要な学用品費等に係る費用） ・教育費及び特別育成費 （小学校～高等学校在学中の学用品費、通学費、部活動費、資格取得費等） ・学校給食費 ・見学旅行費（小学校、中学校、高等学校の修学旅行等に係る費用） ・夏季等特別行事費（小学校、中学校の林間学校等の行事に係る費用） ・就職又は大学進学等自立生活支度費	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 児童養護施設等に入所している児童、里親委託されている児童など	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童福祉グループ TEL 0852-22-5241	

No.	事業名
17	施設入所児童支援事業（児童養護施設関係事業）
■事業概要 代替養育を必要とする児童が、できる限り良好な家庭的環境で養育されるように、国制度を活用して県内児童養護施設等の小規模化等に係る施設整備費の一部を助成する。 また、里親宅において家庭と同様の養育環境を実現するため、必要な設備整備等に係る経費の一部を助成する。	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 児童養護施設等、里親	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童福祉グループ TEL 0852-22-5241	

No.	事業名
18	里親委託児童支援事業
■事業概要 ・里親登録に必要な各種研修会を実施し、家庭的養護の中心を担う里親の数を増やします。 ・里親制度の普及啓発や新規登録者の開拓、里親の養育技術の向上を目的とした講演会等を実施します。 ・里親会に里親支援事業を委託し、協働して、里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会などの事業を実施します。	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 ・里親希望者 ・県民一般、行政・福祉・保育・教育・医療などの関係者 ・里親会	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ TEL 0852-22-6392	

No.	事業名
2 1	社会的養護自立支援事業
■事業概要 ○相談支援事業 児童養護施設入所児童等のうち、自立を控えた児童に対して、施設退所後の生活に向けた生活技能習得の支援や、不安を解消するための相談支援等を行う。 また、児童養護施設退所者等に対して、生活や就労に関する相談支援や、退所者同士の交流支援等を行う。 ○生活支援事業 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）の年齢到達により、児童養護施設等の入所措置が解除となった後もやむを得ない事情により施設や里親宅で生活するための支援を行う。	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 児童養護施設等に入所している児童又は退所した者、 里親に委託されている児童又は委託を解除された者 など	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童福祉グループ TEL 0852-22-5241	

No.	事業名																																																													
30	スクールカウンセラー等活用事業																																																													
■事業概要 県内の公立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣することによって、児童生徒や保護者への相談支援や教職員への助言など、学校の教育相談体制の充実を図る。 ※参考 URL http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikusido/ 島根県教育庁教育指導課 『スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン』（平成29年6月）																																																														
【スクールカウンセラーの職務】 (1) 児童生徒へのカウンセリング (2) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 (3) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 (4) 教員のカウンセリング能力向上のための校内研修 (5) 児童生徒の困難・ストレスの対処方法等に資する教育プログラムの実施 (6) その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの																																																														
■実施主体 島根県																																																														
■事業対象者 公立学校に在籍している児童生徒及びその保護者																																																														
■問い合わせ先 <table><thead><tr><th>市町村名</th><th>担当部署名</th><th>TEL</th></tr></thead><tbody><tr><td>松江市</td><td>松江市教育委員会 学校教育課 生徒指導推進室</td><td>0852-55-5652</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援室</td><td>0855-25-9711</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>出雲市教育委員会 児童生徒支援課 生徒指導係</td><td>0853-21-6204</td></tr><tr><td>益田市</td><td>益田市教育委員会 学校教育課 学力育成推進室</td><td>0856-31-0445</td></tr><tr><td>大田市</td><td>大田市教育委員会 学校教育課 指導研修係</td><td>0854-83-8124</td></tr><tr><td>安来市</td><td>安来市教育委員会 学校教育課</td><td>0854-23-3193</td></tr><tr><td>江津市</td><td>江津市教育委員会 学校教育課</td><td>0855-52-7495</td></tr><tr><td>雲南市</td><td>雲南市教育委員会 学校教育課</td><td>0854-40-1072</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町教育委員会 教育魅力課</td><td>0854-52-2672</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>飯南町教育委員会 学校教育担当</td><td>0854-76-3944</td></tr><tr><td>川本町</td><td>川本町教育委員会 教育課学校教育係</td><td>0855-72-0594</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>美郷町教育委員会 教育課学校教育係</td><td>0855-75-1217</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>邑南町教育委員会 学校教育課</td><td>0855-83-1126</td></tr><tr><td>津和野町</td><td>津和野町教育委員会 学校教育係</td><td>0856-72-1854</td></tr><tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町教育委員会 学校教育</td><td>0856-77-1285</td></tr><tr><td>海士町</td><td>海士町教育委員会 共育課</td><td>08514-2-1222</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町教育委員会 教育課</td><td>08514-6-0171</td></tr><tr><td>知夫村</td><td>知夫村教育委員会 総務教育係</td><td>08514-8-2301</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課</td><td>08512-2-2095</td></tr></tbody></table>			市町村名	担当部署名	TEL	松江市	松江市教育委員会 学校教育課 生徒指導推進室	0852-55-5652	浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援室	0855-25-9711	出雲市	出雲市教育委員会 児童生徒支援課 生徒指導係	0853-21-6204	益田市	益田市教育委員会 学校教育課 学力育成推進室	0856-31-0445	大田市	大田市教育委員会 学校教育課 指導研修係	0854-83-8124	安来市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3193	江津市	江津市教育委員会 学校教育課	0855-52-7495	雲南市	雲南市教育委員会 学校教育課	0854-40-1072	奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課	0854-52-2672	飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944	川本町	川本町教育委員会 教育課学校教育係	0855-72-0594	美郷町	美郷町教育委員会 教育課学校教育係	0855-75-1217	邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126	津和野町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854	吉賀町	吉賀町教育委員会 学校教育	0856-77-1285	海士町	海士町教育委員会 共育課	08514-2-1222	西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課	08514-6-0171	知夫村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301	隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課	08512-2-2095
市町村名	担当部署名	TEL																																																												
松江市	松江市教育委員会 学校教育課 生徒指導推進室	0852-55-5652																																																												
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援室	0855-25-9711																																																												
出雲市	出雲市教育委員会 児童生徒支援課 生徒指導係	0853-21-6204																																																												
益田市	益田市教育委員会 学校教育課 学力育成推進室	0856-31-0445																																																												
大田市	大田市教育委員会 学校教育課 指導研修係	0854-83-8124																																																												
安来市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3193																																																												
江津市	江津市教育委員会 学校教育課	0855-52-7495																																																												
雲南市	雲南市教育委員会 学校教育課	0854-40-1072																																																												
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課	0854-52-2672																																																												
飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944																																																												
川本町	川本町教育委員会 教育課学校教育係	0855-72-0594																																																												
美郷町	美郷町教育委員会 教育課学校教育係	0855-75-1217																																																												
邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126																																																												
津和野町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854																																																												
吉賀町	吉賀町教育委員会 学校教育	0856-77-1285																																																												
海士町	海士町教育委員会 共育課	08514-2-1222																																																												
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課	08514-6-0171																																																												
知夫村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課	08512-2-2095																																																												
■島根県担当課 教育庁 教育指導課 子ども安全支援室 TEL 0852-22-6064 / 6065																																																														

No.	事業名	
3 1	島根県母子父子寡婦福祉資金貸付金	
■事業概要		
ひとり親家庭の子どもの修学資金、技能習得に必要な経費や、就職等の支度に必要な費用を無利子または低利子での貸付け。		
【子ども関連の主な資金】		
・就学支度資金：高校、高専、大学、大学院、短大、専門学校等の入学金等に係る資金		
・修学資金：上記学校の授業料、諸会費等に係る資金		
・修業資金：事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金。例：自動車運転免許取得のための経費等		
＊国公立や自宅・自宅外通学等の別により限度額の定めがある。		
＊毎年夏頃に県から中学校、高校、特別支援学校、高等専門学校あてに、案内文書を送付しているところ。		
■実施主体		
島根県（松江市居住者除く）、松江市（松江市居住者）		
※松江市での実施は H30 年 4 月から		
■事業対象者		
母子家庭及び父子家庭		
■問い合わせ先		
市町村名	担当課	TEL
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5316
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218
益田市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	大田市子ども保育課	0854-83-8148
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1168
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577
■島根県担当課		
健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689		

No.	事業名
3 2	児童養護施設退所者等自立支援事業
■事業概要 児童養護施設退所者等のうち、保護者からの経済的な支援が見込めない進学者又は就職者に対して、生活費や家賃相当額を無利子で貸し付けする。 また、就職に必要な資格の取得を希望する者に対して、資格取得に必要な費用を無利子で貸し付けする。 ○児童養護施設を退所した者等のうち大学等に進学する者に対する貸付 ・貸付期間：大学等に在学している期間 ・生活支援費：月額 5 万円 ・家賃支援費：家賃相当額（居住地の生活保護制度上の住宅扶助額が上限） ※大学等卒業後 1 年以内に就職し、5 年間就業を継続した場合は返還免除とする。 ○児童養護施設を退所した者等のうち就職する者に対する貸付 ・貸付期間：就労している期間（上限 2 年間） ・家賃支援費：家賃相当額（居住地の生活保護制度上の住宅扶助額が上限） ※就職した日から 5 年間就業を継続した場合は返還免除とする。 ○児童養護施設に入所している者等のうち資格取得希望者に対する貸付 ・資格取得支援費：就職に必要な資格取得に要する費用の実費（上限 25 万円） ※就職した日から 2 年間就業を継続した場合は返還免除とする。	
■実施主体 島根県社会福祉協議会	
■事業対象者 上記事業概要のとおり	
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 TEL 0852-32-5953	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童福祉グループ TEL 0852-22-5241	

No.	事業名
3 3	施設入所児童支援事業 （児童養護施設等入所児童自立支援事業）
■事業概要 児童養護施設入所児童等のうち、保護者からの経済的な支援が見込めない者について、就職時に有用となる運転免許資格の取得に要する経費の一部を助成する。 ○補助率等 運転免許資格の取得に要する経費の 1 / 3（上限 10 万円）	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 児童養護施設に入所している児童、里親等に委託されている児童など	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 児童福祉グループ TEL 0852-22-5241	

No.	事業名
3 4	生活福祉資金（緊急小口資金含む）、生活福祉資金貸付事業

■事業概要

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、無利子または低利子で子どもの修学資金、保護者や子どもの技能習得に必要な経費、就職等の支度に必要な費用等を貸付ける。また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に一時的に必要な費用を無利子で貸付ける。

1. 貸付要件等

（１）貸付対象者

島根県内の居住者で、償還（返済）の見通しが立つ次のような世帯が対象

ア 低所得世帯

資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることによって自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

イ 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの手帳の交付を受けている者の属する世帯で、その障がい者のために資金を借り入れる世帯（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と同程度と認められる者を含む）

ウ 高齢者世帯

日常生活上療養または介護を要する高齢者（６５歳以上）の属する世帯で、その高齢者のために資金を借り入れる世帯

※生活保護法にいう被保護者については、当該世帯の自立構成を促進するため必要があると認められる場合に限り、福祉資金、就学資金を借りることができる。

※それぞれの世帯に所得制限（収入基準額）を設定。また、他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として貸付対象外。詳しくは居住地の市町村社会福祉協議会または民生委員に照会。

（２）資金の種類及び内容

資金の種類		貸付対象世帯			内 容
		低所得	障がい者	高齢者	
総合支援資金	生活支援費	●			○生活再建までの間に必要な生活費用
	住居入居費	●			○敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	●			○生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

福 祉 資 金	福祉費	●	●		○生業を営むために必要な経費 ○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		●	●	●	○住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
			●	●	○福祉用具等の購入に必要な経費
			●		○障がい者用の自動車の購入に必要な経費
		●	●	●	○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
		●			○負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
		●	●	●	○介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		●			○災害を受けたことにより臨時に必要な経費
		●	●	●	○冠婚葬祭に必要な経費 ○住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ○就職、技能習得等の支度に必要な経費 ○その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	●			○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教 援 育 資 支 金	教育支援費	●			○学校教育法に規定する高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学に就学するために必要な経費
	就学支度費	●			○上記学校への入学に際し必要な経費
不 生 動 活 産 資 担 金 保 型	不動産担保型生活資金	●		●	○低所得の高齢者世帯にに対し一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	●		●	○要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

(3) 貸付限度額及び償還期限

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期限
総合支援資金	生活支援費	(2人以上) 月 200,000円以内 (単身) 月 150,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
	住宅入居費	400,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
	一時生活再建費	600,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
福祉資金	生業を営むための経費	4,600,000円以内	6ヶ月以内	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間が 6ヶ月程度 1,300,000円以内 1年程度 2,200,000円以内 2年程度 4,000,000円以内 3年以内 5,800,000円以内	6ヶ月以内	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	6ヶ月以内	7年以内
	福祉用具等の購入	1,700,000円以内	6ヶ月以内	8年以内
	障がい者用自動車購入	2,500,000円以内	6ヶ月以内	8年以内
	中国残留邦人等国民年金追納費	5,136,000円以内	6ヶ月以内	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないとき 1,700,000円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円以内	6ヶ月以内	5年以内
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないとき 1,700,000円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円以内	6ヶ月以内	5年以内

	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	1,500,000円以内	6ヶ月以内	7年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	6ヶ月以内	3年以内
	緊急小口資金	100,000円以内	2ヶ月以内	12ヶ月以内
教育支援資金	教育支援学費	高等学校 月 額 35,000円以内 高等専門学校 月 額 60,000円以内 短期大学（専修学校専門課程を含む） 月 額 60,000円以内 大学 月 額 65,000円以内 ※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
	就学支度費	500,000円以内		
不型動生産活担資	不動産担保型生活資金	土地の評価額の70%程度 月 300,000円以内	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時
保金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	居住用不動産の評価額の70%程度（集合住宅は50%程度） 生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時

（４）貸付金利子

無利子

- ・原則、連帯保証人1名必要。連帯保証人がいない場合は、貸付金利子（1.5%）が必要。
- ・緊急小口資金、教育支援資金については、原則として連帯保証人は不要。（無利子）
（※不動産担保型生活資金は、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い金利）

※貸付要件や手続き、貸付金交付時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

島根県社会福祉協議会

■事業対象者

上記「貸付対象者」のとおり

■借入の相談・申込み

居住地の地区の民生委員、もしくは社会福祉協議会に相談。

所定の申込用紙に関係書類を添え、民生委員（又は民生委員協議会）、市町村社会福祉協議会を経由し、島根県社会福祉協議会へ申し込む。

■問い合わせ先

名 称	所在地	電話番号
松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター内	0852-21-5773
浜田市社会福祉協議会	浜田市野原町 859-1 浜田市総合福祉センター内	0855-22-0094
出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内	0853-23-3781
益田市社会福祉協議会	益田市須子町 3-1 益田市総合福祉センター内	0856-22-7256
大田市社会福祉協議会	大田市大田町大田128 大田市民センター2F	0854-82-0091
安来市社会福祉協議会	安来市飯島町 1240-13	0854-23-1855
江津市社会福祉協議会	江津市江津町1518-1 江津ひと・まちプラザ2F	0855-52-2474
雲南市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 三刀屋健康福祉センター内	0854-45-9888
奥出雲町社会福祉協議会	仁多郡奥出雲町三成 260-1	0854-54-0800
飯南町社会福祉協議会	飯石郡飯南町野萱1826-2 来島高齢者生活福祉センター	0854-76-2170
川本町社会福祉協議会	邑智郡川本町大字川本 332-16	0855-72-0104
美郷町社会福祉協議会	邑智郡美郷町粕淵195-1	0855-75-1345
邑南町社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485-1	0855-84-0332
津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原 14 津和野町保健福祉センターやまびこ内	0856-74-1617
吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580-4 吉賀町福祉センター	0856-77-0136
海士町社会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海士 3969-1 海士町保健福祉センターひまわり	08514-2-0010
西ノ島町社会福祉協議会	隠岐郡西ノ島町美田2485	08514-6-1470
知夫村社会福祉協議会	隠岐郡知夫村 664 高齢者生活福祉センター招福苑	08514-8-2270
隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396 隠岐の島町社会福祉センター内	08512-2-0685

■島根県担当課

健康福祉部地域福祉課 地域福祉グループ TEL 0852-22-6822

No.	事業名										
35	介護福祉士等修学資金貸付事業										
■事業概要 介護福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等（以下「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付ける。 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事し、引き続いて一定期間これらの業務に従事したときは、返還額の全部を免除する。 生活保護世帯又はこれに準ずる者は、入学準備金、就職準備金、生活費加算も受けられる。 【貸付限度額】 <table> <tr> <td>月額</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>入学準備金</td><td>200,000円</td></tr> <tr> <td>就職準備金</td><td>200,000円</td></tr> <tr> <td>国家試験受験対策費用</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>生活費加算</td><td>島根県社会福祉協議会が別に定める額以内</td></tr> </table> 【連帯保証人】 1名必要（修学資金を受けようとする者が未成年の場合は、父母等の法定代理人） 【返還が免除になる県内社会福祉施設等従事期間】 5年間（過疎地域においては3年間）		月額	50,000円	入学準備金	200,000円	就職準備金	200,000円	国家試験受験対策費用	40,000円	生活費加算	島根県社会福祉協議会が別に定める額以内
月額	50,000円										
入学準備金	200,000円										
就職準備金	200,000円										
国家試験受験対策費用	40,000円										
生活費加算	島根県社会福祉協議会が別に定める額以内										
■実施主体 島根県社会福祉協議会											
■事業対象者 養成施設に在学し、介護福祉士等の資格取得を目指す学生											
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 TEL 0852-32-5953											
■島根県担当課 健康福祉部 高齢者福祉課 TEL 0852-22-5718											

No.	事業名								
36	福祉系高校修学資金貸付事業								
■事業概要 島根県内の福祉系高校に在学し介護福祉士の資格の取得を目指し、卒業後に島根県内で介護等の職に就こうとする高校生に対し修学資金の貸付を行い、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成、確保、定着を支援することを目的としている。 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の社会福祉施設等において介護職員等の業務に従事し、引き続いて一定期間これらの業務に従事した方は、返還額の全部を免除する。 【貸付限度額】 <table> <tr> <td>修学準備金（入学金を除く）</td><td>30,000円（入学時に限る）</td></tr> <tr> <td>介護実習費</td><td>30,000円（年額）</td></tr> <tr> <td>国家試験受験対策費用</td><td>40,000円（年額）</td></tr> <tr> <td>就職準備金</td><td>200,000円（卒業後、就職する場合に限る）</td></tr> </table> 【連帯保証人】 1名必要（父母等の法定代理人） 【返還が免除になる県内社会福祉施設等従事期間】 3年間		修学準備金（入学金を除く）	30,000円（入学時に限る）	介護実習費	30,000円（年額）	国家試験受験対策費用	40,000円（年額）	就職準備金	200,000円（卒業後、就職する場合に限る）
修学準備金（入学金を除く）	30,000円（入学時に限る）								
介護実習費	30,000円（年額）								
国家試験受験対策費用	40,000円（年額）								
就職準備金	200,000円（卒業後、就職する場合に限る）								
■実施主体 島根県社会福祉協議会									
■事業対象者 県内の福祉系高校に在学している又は入学しようとする方 ※現在の対象校：学校法人益田永島学園 明誠高等学校 福祉科									
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 TEL 0852-32-5953									
■島根県担当課 健康福祉部 高齢者福祉課 TEL 0852-22-5718									

No.	事業名
37	保育士修学資金貸付事業
■事業概要 保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学に要する費用の貸付を行う。 【貸付対象者等】 (1) 貸付対象者 保育士養成施設に入学した学生であって、卒業後県内の保育所等に勤務しようとする者 (2) 貸与額 月額50,000円以内 生活保護世帯等にあつては、入学準備金（※1）、就職準備金（※2）及び生活費加算あり。 ※1・・・初回貸付時 200,000円以内 ※2・・・卒業時 200,000円以内 (3) 貸付利子 無利子 (4) 貸与期間 原則2年間 (5) 返済免除規定 卒業後保育士登録し、県内の保育所等に5年間勤務した場合は全額免除 ※貸付の申請や貸付金の支給等の詳細については、下記問い合わせ先に確認すること。	
■実施主体 （社福）島根県社会福祉協議会	
■事業対象者 上記「貸付対象者」のとおり	
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ5階 TEL：0852-32-5953 FAX：0852-21-0798 E-Mail：shikin@fukushi-shimane.or.jp HP：https://www.fukushi-shimane.or.jp/	
■島根県担当課 健康福祉部 子ども・子育て支援課 保育支援第一グループ TEL 0852-22-5244	

No.	事業名
38	保育士確保のための県内進学・就職促進事業（家賃等貸付）
■事業概要 石見・隠岐地域等の出身者が、県内の保育士養成施設に進学する際の家賃等の貸付を行う。 【貸付対象者等】 （１）貸付対象者 次のいずれの要件も満たしている者 ① 高等学校卒業時に県内の以下の対象地域に居住しており、養成施設卒業後、原則として対象地域に所在する保育施設で勤務する意思がある者 浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町 邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 ② 養成施設に通学するために賃貸契約をしている者 （２）貸与額 月額40,000円 （３）貸付利子 無利子 （４）貸与期間 原則２年間 （５）返済免除規定 卒業後保育士登録し、対象地域の保育所等に３年間（ただし、保育士修学資金貸付を併用する場合は５年間）勤務した場合は全額免除 ※貸付の申請や貸付金の支給等の詳細については、下記問い合わせ先に確認すること。	
■実施主体 （社福）島根県社会福祉協議会	
■事業対象者 上記「貸付対象者」のとおり	
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ５階 TEL：0852-32-5953 FAX：0852-21-0798 E-Mail：shikin@fukushi-shimane.or.jp HP：https://www.fukushi-shimane.or.jp/	
■島根県担当課 健康福祉部 子ども・子育て支援課 保育支援第一グループ TEL 0852-22-5244	

No.	事業名																																																													
39	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等対策総合支援事業)																																																													
■事業概要 ひとり親及びひとり親家庭の子どもに対する就業相談や、就業支援講習会の実施、ハローワーク等と連携した就業情報の提供を行い、自立につながるよう支援を行う。 ・就労相談（安定した就労収入を得て自立につながる就職や資格取得を促進） ・法律相談、養育費相談 ・生活相談 ・子育て相談 等々、ひとり親家庭に対する総合的な支援につながる相談を実施。																																																														
■実施主体 市町村、県（一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会）																																																														
■事業対象者 母子家庭及び父子家庭																																																														
■問い合わせ先 <table><tr><th>市町村名</th><th>担当課</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松江市</td><td>松江市子育て支援課</td><td>0852-55-5316</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>浜田市子ども・子育て支援課</td><td>0855-25-9331</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>出雲市子ども政策課</td><td>0853-21-6218</td></tr><tr><td>益田市</td><td>益田市子ども福祉課</td><td>0856-31-0243</td></tr><tr><td>大田市</td><td>大田市子ども保育課</td><td>0854-83-8148</td></tr><tr><td>安来市</td><td>安来市福祉課</td><td>0854-23-3248</td></tr><tr><td>江津市</td><td>江津市子育て支援課</td><td>0855-52-7487</td></tr><tr><td>雲南市</td><td>雲南市子ども家庭支援課</td><td>0854-40-1067</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町福祉事務所</td><td>0854-54-2541</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr><tr><td>川本町</td><td>川本町健康福祉課</td><td>0855-72-0633</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>美郷町健康福祉課</td><td>0855-75-1931</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>邑南町福祉課</td><td>0855-95-1168</td></tr><tr><td>津和野町</td><td>津和野町健康福祉課</td><td>0856-72-0673</td></tr><tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町保健福祉課</td><td>0856-77-1165</td></tr><tr><td>海士町</td><td>海士町健康福祉課</td><td>08514-2-1823</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町健康福祉課</td><td>08514-6-0104</td></tr><tr><td>知夫村</td><td>知夫村村民福祉課</td><td>08514-8-2211</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町保健福祉課</td><td>08512-2-8577</td></tr></table>			市町村名	担当課	TEL	松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5316	浜田市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331	出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218	益田市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243	大田市	大田市子ども保育課	0854-83-8148	安来市	安来市福祉課	0854-23-3248	江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487	雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067	奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541	飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633	美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931	邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1168	津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673	吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165	海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823	西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104	知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577
市町村名	担当課	TEL																																																												
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5316																																																												
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331																																																												
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218																																																												
益田市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243																																																												
大田市	大田市子ども保育課	0854-83-8148																																																												
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248																																																												
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487																																																												
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067																																																												
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541																																																												
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																												
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633																																																												
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931																																																												
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1168																																																												
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673																																																												
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165																																																												
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823																																																												
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104																																																												
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577																																																												
○島根県母子寡婦福祉連合会 0852-32-5920																																																														
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689																																																														

No.	事業名
40	若年者県内就職促進事業（ジョブカフェ事業）
■事業概要 「ジョブカフェしまね」において、キャリア相談からインターンシップ、企業との交流会、合同企業説明会を実施し、若年者の県内就職を促進する。 【事業内容】 (1) キャリア相談（キャリア・アドバイザーによる個別相談など） (2) 適職診断 (3) 「ジョブカフェしまねサイト」を使った求人・企業情報や就活イベント情報等の提供 （インターネットアドレス） https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/ (4) 就職応援セミナー（面接対策、グループディスカッションなど） (5) 大学生等向けの就活イベント（企業ガイダンス）などの開催や参加経費の助成 (6) 大学生等向けインターンシップのマッチングや参加経費の助成 (7) 「しまね登録」登録者への情報提供	
■実施主体 （公財）ふるさと島根定住財団「ジョブカフェしまね」	
■事業対象者 学生及び若年求職者（概ね45歳未満の方）	
■問い合わせ先 ・ジョブカフェしまね 松江センター 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階 ☎ 0120-67-4510 ・ジョブカフェしまね 浜田ブランチ 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階 ☎ 0120-45-4970	
■島根県担当課 商工労働部 雇用政策課 若年者就職促進室 TEL 0852-22-5300	

No.	事業名
4 1	若年無業者の職業的自立支援事業
■事業概要 若年無業者に対して、相談から自立支援まで一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」（通称：サポステ）を設置し、若年無業者の職業的自立を促進する。 【提供サービス】 （１）個別面談（臨床心理士による専門相談も実施） （２）就職活動支援（面接練習、応募書類作成支援） （３）各種スキルアップセミナー（コミュニケーションUPセミナー、職業適性検査など） （４）就職後のサポート（キャリアアップ相談など） （５）就労体験（短期：３日～１０日、長期：１１日～３か月） 短期：本人への奨励金 ２,４００円/日、受入先への謝金１,２００円/日 長期：本人への奨励金１２０,０００円/月、受入先への謝金１,２００円/日	
■実施主体 島根県地域若者サポートステーション	
■事業対象者 若年無業者（１５歳から４９歳までの方）	
■問い合わせ先 ・サポステ松江（しまね東部若者サポートステーション） 松江市東津田町１７４１－３ いきいきプラザ島根１Ｆ ☎ ０８５２－３３－７７１０ （ホームページ）http://matsue-saposute.com ・サポステ出雲（しまね東部若者サポートステーション） 出雲市渡橋町３９８ 正友ビル２Ｆ ☎ ０８５３－３１－６６６３ ・サポステ浜田（しまね西部若者サポートステーション） 浜田市野原町１８２６－１ いわみーる１Ｆ ☎ ０８５５－２２－６８３０ （ホームページ）http://matsue-saposute.com	
■島根県担当課 商工労働部 雇用政策課 多様な就業支援グループ TEL ０８５２－２２－６５６０	

No.	事業名
4 3	連絡調整員活用事業
■事業概要 4人の連絡調整員が県東部（宍道高校）・西部（浜田高校定時制・通信制）を拠点に、中学校等卒業直後及び高校等中退直後に進学先または就職先を未定とし、ひきこもり等である者について把握し、社会的自立に向けての連絡調整を行う。 【連絡調整員の職務】 （１）県内の公立中学校（義務教育学校後期課程含む。以下同じ）及び特別支援学校中学部卒業者のうち、卒業直後に進学先または就職先を未定とし、ひきこもり等である者の状況把握 （２）県内の高等学校及び特別支援学校高等部の中退学者のうち、退学直後に進路を未定とし、ひきこもり等である者の状況把握 ※上記に該当する生徒に対しての公的機関等への連絡調整	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 中学校・特別支援学校中学部卒業直後及び高校・特別支援学校高等部中退直後において、ひきこもり等である者	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」のとおり	
■島根県担当課 教育庁 教育指導課 子ども安全支援室 TEL 0852-22-6064 / 6065	

No.	事業名
4 4	S N Sによる支援体制構築事業
■事業概要 S N S（L I N E）を活用することにより、支援制度の周知や相談支援へのつなぎを行う。 ○アカウント名 「しまね子ども生活サポート」 ・各種支援制度の周知 （就学援助制度、生活困窮者自立支援制度、ひとり親への各種支援制度、奨学金など） ・相談先の情報提供	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 県内すべての子どもとその保護者等	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」のとおり	
■島根県担当課 健康福祉部 地域福祉課 生活保護・生活困窮者支援スタッフ TEL 0852-22-6878	

No.	事業名																																																													
4 5	生活保護の実施																																																													
■事業概要																																																														
憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な 保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。																																																														
■実施主体																																																														
各市町村																																																														
■事業対象者																																																														
生活に困窮する日本国民で、その者が利用しうる現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない方。																																																														
なお、生活に困窮する在日外国人の方に対しても、永住・定住やその配偶者の資格で在留する場合には、行政措置により生活保護法に準じた保護を行っている。																																																														
■問い合わせ先																																																														
<table><tr><th>市町村名</th><th>担当部署名</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松 江 市</td><td>松江市福祉事務所</td><td>0852-55-5305</td></tr><tr><td>浜 田 市</td><td>浜田市福祉事務所</td><td>0855-25-9301</td></tr><tr><td>出 雲 市</td><td>出雲市福祉事務所</td><td>0853-21-6962</td></tr><tr><td>益 田 市</td><td>益田市福祉事務所</td><td>0856-31-0242</td></tr><tr><td>大 田 市</td><td>大田市福祉事務所</td><td>0854-83-8146</td></tr><tr><td>安 来 市</td><td>安来市福祉事務所</td><td>0854-23-3210</td></tr><tr><td>江 津 市</td><td>江津市福祉事務所</td><td>0855-52-7486</td></tr><tr><td>雲 南 市</td><td>雲南市福祉事務所</td><td>0854-40-1041</td></tr><tr><td>奥 出 雲 町</td><td>奥出雲町福祉事務所</td><td>0854-54-2541</td></tr><tr><td>飯 南 町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr><tr><td>川 本 町</td><td>川本町福祉事務所</td><td>0855-72-0633</td></tr><tr><td>美 郷 町</td><td>美郷町福祉事務所</td><td>0855-75-1931</td></tr><tr><td>邑 南 町</td><td>邑南町福祉事務所</td><td>0855-95-1236</td></tr><tr><td>津 和 野 町</td><td>津和野町福祉事務所</td><td>0856-72-0673</td></tr><tr><td>吉 賀 町</td><td>吉賀町福祉事務所</td><td>0856-77-1165</td></tr><tr><td>海 士 町</td><td>海士町福祉事務所</td><td>08514-2-1823</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町福祉事務所</td><td>08514-6-0104</td></tr><tr><td>知 夫 村</td><td>知夫村福祉事務所</td><td>08514-8-2211</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町福祉事務所</td><td>08512-2-8561</td></tr></table>			市町村名	担当部署名	TEL	松 江 市	松江市福祉事務所	0852-55-5305	浜 田 市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301	出 雲 市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962	益 田 市	益田市福祉事務所	0856-31-0242	大 田 市	大田市福祉事務所	0854-83-8146	安 来 市	安来市福祉事務所	0854-23-3210	江 津 市	江津市福祉事務所	0855-52-7486	雲 南 市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041	奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541	飯 南 町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川 本 町	川本町福祉事務所	0855-72-0633	美 郷 町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931	邑 南 町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236	津 和 野 町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673	吉 賀 町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165	海 士 町	海士町福祉事務所	08514-2-1823	西ノ島町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104	知 夫 村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561
市町村名	担当部署名	TEL																																																												
松 江 市	松江市福祉事務所	0852-55-5305																																																												
浜 田 市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301																																																												
出 雲 市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962																																																												
益 田 市	益田市福祉事務所	0856-31-0242																																																												
大 田 市	大田市福祉事務所	0854-83-8146																																																												
安 来 市	安来市福祉事務所	0854-23-3210																																																												
江 津 市	江津市福祉事務所	0855-52-7486																																																												
雲 南 市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041																																																												
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541																																																												
飯 南 町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																												
川 本 町	川本町福祉事務所	0855-72-0633																																																												
美 郷 町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931																																																												
邑 南 町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236																																																												
津 和 野 町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673																																																												
吉 賀 町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165																																																												
海 士 町	海士町福祉事務所	08514-2-1823																																																												
西ノ島町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104																																																												
知 夫 村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561																																																												
■島根県担当課																																																														
健康福祉部 地域福祉課 生活保護グループ TEL 0852-22-5234																																																														

No.	事業名		
47	児童扶養手当		
■事業概要			
両親の離婚などで父又は母と生計を共にしていない児童を監護、養育している者に児童扶養手当を支給します。平成22年8月から父子家庭も対象となっています。			
〔手当月額〕			
区分	児童1人のとき	第2子加算額	第3子以降の加算額
全部支給	43,070 円	10,170 円	6,100 円
一部支給	43,060 円～ 10,160 円	10,160 円～ 5,090 円	6,090 円～ 3,050 円
■実施主体			
市町村			
■事業対象者			
離婚などで父又は母と生計を同じくしていないか、父又は母が重度障がいがある場合に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（心身におおむね中度以上の障がいのある場合は、20歳未満まで）を監護している母、父（父の場合は、生計を同じくしていることが必要）又は父母に代わってその児童を養育している者（養育者）。（支給の要件・所得の制限があります）			
■問い合わせ先			
市町村名	担当課		TEL
松江市	松江市子育て支援課		0852-55-5335
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課		0855-25-9331
出雲市	出雲市子ども政策課		0853-21-6218
益田市	益田市子ども福祉課		0856-31-0243
大田市	大田市子ども保育課		0854-83-8148
安来市	安来市福祉課		0854-23-3248
江津市	江津市子育て支援課		0855-52-7487
雲南市	雲南市子ども家庭支援課		0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所		0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所		0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課		0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課		0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課		0855-95-1168
津和野町	津和野町健康福祉課		0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課		0856-77-1165

海 士 町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知 夫 村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689

No.	事業名
49	福祉医療費助成事業

■事業概要

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい者及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分の一部を助成し、受診時の経済的負担を軽減することにより、助成対象者の福祉の増進を図る。

【助成対象者】

対象者	要 件	所得制限
重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者 手当の所得 制限を準用 〔20歳未満は 所得制限なし〕
重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者	
重度精神障がい者	精神手帳1級所持者	
重複重度障がい者	身障手帳3～4級+IQ50以下 身障手帳3～4級+精神手帳2級 精神手帳2級+IQ50以下	
寝 た き り 者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者	所得税 非課税世帯
ひ と り 親 家 庭	18歳未満又は高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童	

【助成する医療費】

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く）から医療費の1割（次表の限度額を超える場合は、次表の額。）を控除した額。

区 分	限度額（受診者自己負担額） 1ヶ月・1医療機関あたり	
	入 院	入院外
1 2及び3以外	20,000円	6,000円
2 市町村民税非課税世帯に属する方	2,000円	1,000円
3 20歳未満の障がい児・者	2,000円	1,000円

※支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

上記「助成対象者」のとおり

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	(重度障がい) 松江市健康福祉部 障がい者福祉課 障がい者福祉係 (ひとり親) 松江市子育て部 子育て支援課 子育て給付係	0852-55-5945 0852-55-5335
浜田市	浜田市健康福祉部 保険年金課 医療年金係	0855-25-9411
出雲市	出雲市健康福祉部 福祉推進課 障がい者福祉係	0853-21-6959
益田市	益田市福祉環境部 障がい者福祉課	0856-31-0251
大田市	大田市環境生活部 市民課 保険年金係	0854-83-8154
安来市	安来市市民生活部 保険年金課 国保年金係	0854-23-3084
江津市	江津市保険年金課 医療年金係	0855-52-7483
雲南市	雲南市市民環境部 市民生活課 生活グループ	0854-40-1031
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所 福祉グループ	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所 福祉担当	0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課 地域医療係	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課 障がい者支援係	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課 障がい福祉係	0855-95-1115
津和野町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課 保健医療グループ	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課 地域福祉係	08512-2-8561

■島根県担当課

健康福祉部 障がい福祉課 自立支援医療グループ TEL 0852-22-5247

No.	事業名
50	乳幼児等医療費助成事業

■事業概要

乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成し、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る。

【助成する医療費】

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用から医療費の1割（次表の限度額を超える場合は、次表の額。）を控除した額。

助成対象者	自己負担限度額 1ヶ月・1医療機関あたり	
	入院	入院外
1 小学校就学前の者	2,000円	1,000円
2 就学後20歳未満であって小児慢性特定疾病（注）により入院をした者	15,000円 （所得制限あり）	—

注 慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、慢性消化器疾患、染色体若しくは遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患又は脈管系疾患

※ 市町村によっては、上記を上回る助成を行っている場合がある。手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

上記「助成対象者」のとおり

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市子育て部 子育て支援課 子育て給付係	0852-55-5326
浜田市	浜田市健康福祉部 保険年金課 医療年金係	0855-25-9411
出雲市	出雲市子ども未来部 子ども政策課 子育て支援係	0853-21-6963
益田市	益田市福祉環境部 保険課 保険・年金係	0856-31-0215
大田市	大田市環境生活部 市民課 保険年金係	0854-83-8154
安来市	安来市市民生活部 保険年金課 国保年金係	0854-23-3087
江津市	江津市保険年金課 医療年金係	0855-52-7483
雲南市	雲南市市民環境部 市民生活課 生活グループ	0854-40-1031
奥出雲町	奥出雲町こども家庭支援課 こども家庭支援グループ	0854-54-2504
飯南町	飯南町保健福祉課 保健・医療担当	0854-72-1770
川本町	川本町健康福祉課 地域医療係	0855-72-0633
美郷町	美郷町住民課 保険・衛生係	0855-75-1213

邑 南 町	邑南町保健課 母子保健係	0855-83-1123
津 和 野 町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673
吉 賀 町	吉賀町保健福祉課 福祉グループ	0856-77-1165
海 士 町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104
知 夫 村	知夫村村民福祉課 戸籍住民係	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町町民課 国保年金係	08512-2-8560

■島根県担当課

健康福祉部 健康推進課 疾病療養支援グループ TEL 0852-22-5622

No.	事業名
5 1	子ども医療費助成事業

■事業概要

子ども（小学１年生から小学６年生まで）の医療費の自己負担分の一部を助成し、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る。

【助成する医療費】

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用から医療費の１割（次表の限度額を超える場合は、次表の額。）を控除した額。

助成対象者	自己負担限度額 １ヶ月・１医療機関あたり	
	入院	入院外
小学１年生から小学６年生までの者	２，０００円	１，０００円

※ 市町村によっては、上記を上回る助成を行っている場合がある。手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

上記「助成対象者」のとおり

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市子育て部 子育て支援課 子育て給付係	0852-55-5326
浜田市	浜田市健康福祉部 保険年金課 医療年金係	0855-25-9411
出雲市	出雲市子ども未来部 子ども政策課 子育て支援係	0853-21-6963
益田市	益田市福祉環境部 保険課 保険・年金係	0856-31-0215
大田市	大田市環境生活部 市民課 保険年金係	0854-83-8154
安来市	安来市市民生活部 保険年金課 国保年金係	0854-23-3087
江津市	江津市保険年金課 医療年金係	0855-52-7483
雲南市	雲南市市民環境部 市民生活課 生活グループ	0854-40-1031
奥出雲町	奥出雲町こども家庭支援課 こども家庭支援グループ	0854-54-2504
飯南町	飯南町保健福祉課 保健・医療担当	0854-72-1770
川本町	川本町健康福祉課 地域医療係	0855-72-0633
美郷町	美郷町住民課 保険・衛生係	0855-75-1213
邑南町	邑南町保健課 母子保健係	0855-83-1123
津和野町	津和野町健康福祉課 福祉係	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課 福祉グループ	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課 福祉係	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課 福祉係	08514-6-0104

知 夫 村	知夫村村民福祉課 戸籍住民係	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町町民課 国保年金係	08512-2-8560

■島根県担当課

健康福祉部 健康推進課 疾病療養支援グループ TEL 0852-22-6195

No.	事業名	
5 2	要保護・準要保護児童生徒の医療費助成	
■事業概要		
学校保健安全法に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒の中で、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、健康診断等で、学校において治療の指示を受けた場合に、治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。		
【感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病（学校保健安全法施行令第8条）】		
1 トラコーマ及び結膜炎		
2 白癬（せん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）		
3 中耳炎		
4 慢性副鼻腔（くう）炎及びアデノイド		
5 齲（う）歯		
6 寄生虫病（虫卵保有を含む。）		
■実施主体		
各市町村教育委員会・県教育委員会		
■事業対象者		
次のすべての要件に該当する要保護又は準要保護児童生徒の保護者		
・小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒		
・感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった児童生徒		
・学校において治療の指示を受けた児童生徒		
■問い合わせ先		
〔小・中・義務教育学校〕		
市町村名	担当部署名	TEL
松 江 市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5416
浜 田 市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援係	0855-25-9711
出 雲 市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190
益 田 市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大 田 市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8121
安 来 市	安来市教育委員会 学校教育課 学事係	0854-23-3180
江 津 市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
雲 南 市	雲南市教育委員会 学校教育課 義務教育グループ	0854-40-1072
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 学校教育グループ	0854-52-2672
飯 南 町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川 本 町	川本町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-72-0704
美 郷 町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑 南 町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉 賀 町	吉賀町教育委員会 学校教育係	0856-77-1285

海 士 町	海士町教育委員会 共育課 学校教育係	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知 夫 村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

〔特別支援学校〕 下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

〔特別支援学校〕 教育庁 保健体育課 管理グループ TEL 0852-22-5423
 〔小・中・義務教育学校〕 〃 学校企画課 情報・運営グループ TEL 0852-22-6490

No.	事業名	
5 4	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等対策総合支援事業)	
■事業概要		
ひとり親家庭の親からの各種相談を受け、自立につながるよう支援を行う。 ・就労相談（安定した就労収入を得て自立につながる就職や資格取得を促進） ・法律相談、養育費相談 ・生活相談 ・子育て相談 等々、あらゆるひとり親家庭に対する総合的に支援につながる相談を実施。		
■実施主体		
各市町村、県（一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会）		
■事業対象者		
母子家庭及び父子家庭		
■問い合わせ先		
市町村名	担当課	TEL
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5316
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218
益田市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	大田市子ども保育課	0854-83-8148
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1168
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577
○島根県母子寡婦福祉連合会 0852-32-5920		
■島根県担当課		
健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689		

No.	事業名	
55	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (母子家庭等対策総合支援事業)	
■事業概要		
ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行います。		
・生活援助は、家事、介護その他の日常生活の援助		
・保育等のサービスは、乳幼児の保育、子どもの生活指導等		
■実施主体		
県（一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会）		
■事業対象者		
母子家庭、父子家庭及び寡婦		
■問い合わせ先		
市町村名	担当課	TEL
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5316
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218
益田市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	大田市子ども保育課	0854-83-8148
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1168
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577
○島根県母子寡婦福祉連合会 0852-32-5920		
■島根県担当課		
健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689		

No.	事業名	
5 6	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等対策総合支援事業)	
■事業概要		
就業相談や、就業支援講習会の実施、ハローワーク等と連携した就業情報の提供を行うとともに、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談体制の整備など、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、総合的な自立支援を行う。		
・就労相談（安定した就労収入を得て自立につながる就職や資格取得を促進）		
・法律相談、養育費相談		
・生活相談		
・子育て相談		
等々、ひとり親家庭に対する総合的な支援につながる相談を実施。		
■実施主体		
市町村、県（一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会）		
■事業対象者		
母子家庭及び父子家庭		
■問い合わせ先		
市町村名	担当課	TEL
松江市	松江市子育て支援課	0852-55-5316
浜田市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331
出雲市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218
益田市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243
大田市	大田市子ども保育課	0854-83-8148
安来市	安来市福祉課	0854-23-3248
江津市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲南市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美郷町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉課	0855-95-1168
津和野町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海士町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知夫村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577
○島根県母子寡婦福祉連合会 0852-32-5920		

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689

No.	事業名	
6 1	結集！しまねの子育て協働プロジェクト （人材育成研修、家庭教育支援）	
■事業概要 【人材育成研修】 ・地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者や市町村が配置した地域学校協働活動推進員等の養成・資質向上、情報交換・共有を図るための研修を実施する。 【家庭教育支援】 ・保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。		
■実施主体 【人材育成研修】 島根県 【家庭教育支援】 各市町村		
■事業対象者 【人材育成研修】 主に市町村担当者や地域学校協働活動推進員等 【家庭教育支援】 主に乳幼児から中学生をもつ親（保護者）		
■問い合わせ先 【人材育成研修】 島根県立東部社会教育研修センター 島根県立西部社会教育研修センター 【家庭教育支援】		
市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311
浜田市	浜田市まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係	0855-25-9204
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909
益田市	益田市教育委員会 協働のひとづくり推進課	0856-31-0622
大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育・スポーツ係	0854-83-8127
安来市	安来市政策推進部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課 キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 地域学習推進グループ	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0594
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	0856-77-1285

海 士 町	海士町教育委員会 共育課 地域共育係	08514-2-1221
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171
知 夫 村	知夫村教育委員会 社会教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係	08512-2-2126

■島根県担当課

教育庁 社会教育課 社会教育グループ TEL 0852-22-5428
 島根県立東部社会教育研修センター TEL 0853-67-9061
 島根県立西部社会教育研修センター TEL 0855-24-9344

No.	事業名	
6 2	母子生活支援施設	
■事業概要		
経済的に困窮する母子家庭や、子どもの養育に不安を抱える母子家庭など専門的・継続的な支援を必要としている母子家庭の母と子を一体的に保護し、生活、住宅、教育、就職、その他について支援する児童福祉施設		
■実施主体		
市町村		
■事業対象者		
母子家庭の母と子		
■問い合わせ先		
市町村名	担当課	TEL
松 江 市	松江市子育て支援課	0852-55-5316
浜 田 市	浜田市子ども・子育て支援課	0855-25-9331
出 雲 市	出雲市子ども政策課	0853-21-6604
益 田 市	益田市子ども福祉課	0856-31-0243
大 田 市	大田市子ども家庭支援課	0854-83-8147
安 来 市	安来市福祉課	0854-23-3211
江 津 市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲 南 市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯 南 町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川 本 町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美 郷 町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑 南 町	邑南町福祉課	0855-95-1168
津 和 野 町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉 賀 町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海 士 町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知 夫 村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-8577
■島根県担当課		
健康福祉部 青少年家庭課 児童福祉グループ TEL 0852-22-5241		

No.	事業名																																																													
6 4	被保護者就労支援事業																																																													
■事業概要 生活保護を受けている方（被保護者）の自立の助長をより一層図る観点から、就労支援を強化するため、福祉事務所が就労に関する問題について被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。																																																														
■実施主体 各市町村																																																														
■事業対象者 生活保護を受けている方のうち、市町村福祉事務所が就労可能と判断する方で、就労による自立に向け本事業への参加を希望する方																																																														
■問い合わせ先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当部署名</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松 江 市</td><td>松江市福祉事務所</td><td>0852-55-5305</td></tr> <tr><td>浜 田 市</td><td>浜田市福祉事務所</td><td>0855-25-9301</td></tr> <tr><td>出 雲 市</td><td>出雲市福祉事務所</td><td>0853-21-6962</td></tr> <tr><td>益 田 市</td><td>益田市福祉事務所</td><td>0856-31-0242</td></tr> <tr><td>大 田 市</td><td>大田市福祉事務所</td><td>0854-83-8146</td></tr> <tr><td>安 来 市</td><td>安来市福祉事務所</td><td>0854-23-3210</td></tr> <tr><td>江 津 市</td><td>江津市福祉事務所</td><td>0855-52-7486</td></tr> <tr><td>雲 南 市</td><td>雲南市福祉事務所</td><td>0854-40-1041</td></tr> <tr><td>奥 出 雲 町</td><td>奥出雲町福祉事務所</td><td>0854-54-2541</td></tr> <tr><td>飯 南 町</td><td>飯南町福祉事務所</td><td>0854-72-1773</td></tr> <tr><td>川 本 町</td><td>川本町福祉事務所</td><td>0855-72-0633</td></tr> <tr><td>美 郷 町</td><td>美郷町福祉事務所</td><td>0855-75-1931</td></tr> <tr><td>邑 南 町</td><td>邑南町福祉事務所</td><td>0855-95-1236</td></tr> <tr><td>津 和 野 町</td><td>津和野町福祉事務所</td><td>0856-72-0673</td></tr> <tr><td>吉 賀 町</td><td>吉賀町福祉事務所</td><td>0856-77-1165</td></tr> <tr><td>海 士 町</td><td>海士町福祉事務所</td><td>08514-2-1823</td></tr> <tr><td>西 ノ 島 町</td><td>西ノ島町福祉事務所</td><td>08514-6-0104</td></tr> <tr><td>知 夫 村</td><td>知夫村福祉事務所</td><td>08514-8-2211</td></tr> <tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町福祉事務所</td><td>08512-2-8561</td></tr> </tbody> </table>			市町村名	担当部署名	TEL	松 江 市	松江市福祉事務所	0852-55-5305	浜 田 市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301	出 雲 市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962	益 田 市	益田市福祉事務所	0856-31-0242	大 田 市	大田市福祉事務所	0854-83-8146	安 来 市	安来市福祉事務所	0854-23-3210	江 津 市	江津市福祉事務所	0855-52-7486	雲 南 市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041	奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541	飯 南 町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773	川 本 町	川本町福祉事務所	0855-72-0633	美 郷 町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931	邑 南 町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236	津 和 野 町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673	吉 賀 町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165	海 士 町	海士町福祉事務所	08514-2-1823	西 ノ 島 町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104	知 夫 村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211	隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561
市町村名	担当部署名	TEL																																																												
松 江 市	松江市福祉事務所	0852-55-5305																																																												
浜 田 市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301																																																												
出 雲 市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962																																																												
益 田 市	益田市福祉事務所	0856-31-0242																																																												
大 田 市	大田市福祉事務所	0854-83-8146																																																												
安 来 市	安来市福祉事務所	0854-23-3210																																																												
江 津 市	江津市福祉事務所	0855-52-7486																																																												
雲 南 市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041																																																												
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541																																																												
飯 南 町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773																																																												
川 本 町	川本町福祉事務所	0855-72-0633																																																												
美 郷 町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931																																																												
邑 南 町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236																																																												
津 和 野 町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673																																																												
吉 賀 町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165																																																												
海 士 町	海士町福祉事務所	08514-2-1823																																																												
西 ノ 島 町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104																																																												
知 夫 村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211																																																												
隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561																																																												
■島根県担当課 健康福祉部 地域福祉課 生活保護グループ TEL 0852-22-5234																																																														

No.	事業名
65	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
■事業概要 就職に役立つ技能や資格取得への助成などを通じて、ひとり親家庭の自立を支援するための制度 1. 高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するため、ひとり親家庭の親が一定期間養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のため、給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に支援給付金を支給 ○訓練促進給付金 指定された資格の取得と経済的自立のため1年以上（令和4年度に限り半年以上）養成機関で受講する方に支給。（上限4年） ・市町村民税非課税世帯月額100,000円（最後の1年間は月額140,000円） ・その他の世帯月額70,500円（最後の1年間は月額110,500円） ○修了支援給付金 養成課程を修了した者に支給。 ・市町村民税非課税世帯月額50,000円 ・その他の世帯月額25,000円 2. 自立支援教育訓練給付金事業 医療事務、ホームヘルパーなど地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座終了後に受講料の一部を助成 ・支給額：対象講座の受講経費の60%に相当する額（上限20万円、下限12千円）	
■実施主体 市町村（市町村により事業内容が異なります）	
■事業対象者 児童扶養手当を受給しているか、又は同様の所得水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父（子は20歳未満に限る）	
■問い合わせ先 お住まいの市町村のひとり親家庭施策担当課にお問い合わせください。	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689	

No.	事業名
6 6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金
■事業概要 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指す母子家庭の母、父子家庭の父に、資格取得の推進及び自立促進のための資金の貸付を行う。 ■貸付金の種類 ○入学準備金・・・養成機関への入学時に最大 5 0 万円を貸付 ○就職準備金・・・養成機関を修了し、資格を取得した場合、最大 2 0 万円を貸付 ※貸付利子は、保証人がいる場合は無利子、いない場合は年 1 % ■貸付金の返済免除 養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から 1 年以内に就職し、島根県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き従事したときは、貸付金の返済を全額免除。 ■貸付金の返済 養成機関を退学した場合や返済免除の条件に該当しなくなった場合は、貸付金の返済を求める。(据置期間 6 か月、返済期間最長 4 年間、月賦均等払方式)	
■実施主体 島根県社会福祉協議会	
■事業対象者 高等職業訓練促進給付金を受給しながら養成機関で資格の取得を目指す母子家庭の母、父子家庭の父	
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会生活支援部福祉資金係 TEL 0852-32-5953	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689	

No.	事業名
67	ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度
■事業概要 就業等を目指すひとり親家庭の自立を支援するため、家賃相当額の貸付（返還免除特約付き）を行う。 ■対象者 ○県内に在住する児童扶養手当受給者等 ○母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就業（若しくは現在就業している方が所得が上がる転職や正社員として登用される）を目指している方 ■貸付条件 ○家賃相当額（上限：月額4万円）を貸付、最長12か月 ○無利子、保証人不要 ■返還免除の条件 最初の貸付から1年以内に就業等し、その後1年間就業を継続した場合、貸付額の返還を全額免除する。	
■実施主体 島根県社会福祉協議会	
■事業対象者 就業等を目指すひとり親家庭の方	
■問い合わせ先 島根県社会福祉協議会生活支援部福祉資金係 TEL 0852-32-5953	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689	

No.	事業名
68	マザーズハローワーク事業
■事業概要 子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供、履歴書作成・面接対策のアドバイスなど、総合的かつ一貫した就職支援を実施。	
■実施主体 労働局	
■事業対象者 主に子育て中の方	
■問い合わせ先 ハローワーク松江マザーズコーナー 0852-20-2949 ハローワーク出雲マザーズコーナー 0853-24-8044	
■島根県担当課 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688/6689	

No.	事業名	
69	生活保護受給者等就労自立促進事業	
■事業概要		
福祉事務所の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターが連携し、生活保護や児童扶養手当を受給している方などの就労を支援する。		
■実施主体		
ハローワーク・各市町村		
■事業対象者		
次に掲げる全ての要件を満たす方		
(1) 次のいずれかに該当する方		
ア 生活保護、児童扶養手当、住居確保給付金を受給している方、及びこれらの手続きの相談・申請段階にある方		
イ 自立相談支援事業による支援を受けている方		
(2) 稼働能力を有する方		
(3) 就労意欲が一定程度ある方		
(4) 就労に当たって著しい阻害要因がない方		
(5) 事業への参加等に同意している方		
■問い合わせ先		
市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市福祉事務所	0852-55-5305
浜田市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301
出雲市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962
益田市	益田市福祉事務所	0856-31-0242
大田市	大田市福祉事務所	0854-83-8146
安来市	安来市福祉事務所	0854-23-3210
江津市	江津市福祉事務所	0855-52-7486
雲南市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041
奥出雲町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯南町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川本町	川本町福祉事務所	0855-72-0633
美郷町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931
邑南町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236
津和野町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673
吉賀町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165
海士町	海士町福祉事務所	08514-2-1823
西ノ島町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104
知夫村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561
■島根県担当課		
〔生活保護〕健康福祉部 地域福祉課 生活保護グループ TEL 0852-22-5234		
〔住居確保給付金・自立相談支援〕地域福祉課 生活保護・生活困窮者支援スタッフ TEL 0852-22-6878		
〔児童扶養手当〕青少年家庭課 ひとり親支援グループ TEL 0852-22-6688		

No.	事業名																																																														
80	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (放課後子ども教室等)																																																														
■事業概要																																																															
【放課後子ども教室等】																																																															
・放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組。																																																															
■実施主体																																																															
各市町村																																																															
■事業対象者																																																															
【放課後子ども教室等】 主に小学生																																																															
■問い合わせ先																																																															
<table><tr><th>市町村名</th><th>担当部署名</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松江市</td><td>松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係</td><td>0852-55-5311</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>浜田市まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係</td><td>0855-25-9204</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係</td><td>0853-21-6909</td></tr><tr><td>益田市</td><td>益田市教育委員会 協働のひとづくり推進課</td><td>0856-31-0622</td></tr><tr><td>大田市</td><td>大田市教育委員会 社会教育課 社会教育・スポーツ係</td><td>0854-83-8127</td></tr><tr><td>安来市</td><td>安来市政策推進部 地域振興課 社会教育係</td><td>0854-23-3070</td></tr><tr><td>江津市</td><td>江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係</td><td>0855-52-7496</td></tr><tr><td>雲南市</td><td>雲南市教育委員会 社会教育課 キャリア教育推進室</td><td>0854-40-1073</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>奥出雲町教育委員会 教育魅力課 地域学習推進グループ</td><td>0854-52-2672</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>飯南町教育委員会 社会教育担当</td><td>0854-76-3944</td></tr><tr><td>川本町</td><td>川本町教育委員会 教育課 社会教育係</td><td>0855-72-0594</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>美郷町教育委員会 教育課 社会教育係</td><td>0855-75-1217</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>邑南町教育委員会 生涯学習課</td><td>0855-83-1127</td></tr><tr><td>津和野町</td><td>津和野町教育委員会 社会教育係</td><td>0856-72-1854</td></tr><tr><td>吉賀町</td><td>吉賀町教育委員会 社会教育係</td><td>0856-77-1285</td></tr><tr><td>海士町</td><td>海士町教育委員会 共育課 地域共育係</td><td>08514-2-1221</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係</td><td>08514-6-0171</td></tr><tr><td>知夫村</td><td>知夫村教育委員会 社会教育係</td><td>08514-8-2301</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係</td><td>08512-2-2126</td></tr></table>				市町村名	担当部署名	TEL	松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311	浜田市	浜田市まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係	0855-25-9204	出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909	益田市	益田市教育委員会 協働のひとづくり推進課	0856-31-0622	大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育・スポーツ係	0854-83-8127	安来市	安来市政策推進部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070	江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496	雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課 キャリア教育推進室	0854-40-1073	奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 地域学習推進グループ	0854-52-2672	飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944	川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0594	美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217	邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127	津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854	吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	0856-77-1285	海士町	海士町教育委員会 共育課 地域共育係	08514-2-1221	西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171	知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	08514-8-2301	隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係	08512-2-2126
市町村名	担当部署名	TEL																																																													
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311																																																													
浜田市	浜田市まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係	0855-25-9204																																																													
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909																																																													
益田市	益田市教育委員会 協働のひとづくり推進課	0856-31-0622																																																													
大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育・スポーツ係	0854-83-8127																																																													
安来市	安来市政策推進部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070																																																													
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496																																																													
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課 キャリア教育推進室	0854-40-1073																																																													
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 地域学習推進グループ	0854-52-2672																																																													
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944																																																													
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0594																																																													
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217																																																													
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127																																																													
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854																																																													
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	0856-77-1285																																																													
海士町	海士町教育委員会 共育課 地域共育係	08514-2-1221																																																													
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171																																																													
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	08514-8-2301																																																													
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係	08512-2-2126																																																													
■島根県担当課																																																															
教育庁 社会教育課 社会教育グループ TEL 0852-22-5428																																																															

No.	事業名
8 1	子どもの居場所創出等支援事業
■事業概要 ○島根県社会福祉協議会に子どもの居場所創出支援拠点を設置し、子ども食堂等の開設・運営支援や県内のネットワーク形成などを行う。 ・アドバイザー派遣による子ども食堂の開設・運営のための相談支援 ・推進コーディネーターによる子ども食堂開設等に向けた環境整備 ・子ども食堂情報交換会による県内ネットワーク形成の促進 ・子どもの未来応援地域ネットワーク形成研修会による市町村や関係機関が適切な支援につなげるための理解促進 ○子ども食堂を開設する際の費用、既設の子ども食堂において活動内容の拡充を行う取り組みに係る費用を助成する。 ・新規開設：上限 500 千円/1 か所、既設拡充：上限 200 千円/1 か所 (補助負担割合 県 1 / 2、市町村 1 / 2)	
■実施主体 島根県・市町村	
■事業対象者 子ども食堂開設(予定)者、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO職員等	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」のとおり	
■島根県担当課 健康福祉部 地域福祉課 生活保護・生活困窮者支援スタッフ TEL 0852-22-6878	

No.	事業名																								
8 2	就学援助																								
■事業概要 経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助する。 【支給要件等】 (1) 支給対象者 ①要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者） 【生活保護法第6条第2項に規定する要保護者】 現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者 ②準要保護者（上記「要保護者」に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める者） (2) 支給対象費 学用品費／通学用品費／校外活動費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／修学旅行費／通学費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費（費目により定額支給、実費額支給があるので注意） ※医療費については、No. 51 に再掲 (3) 支給上限額（R2） ①要保護者 国の基準による ②準要保護者 市町村により異なる ※支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。																									
■実施主体 各市町村																									
■事業対象者 上記「支給対象者」のとおり																									
■問い合わせ先 <table><tr><th>市町村名</th><th>担当部署名</th><th>TEL</th></tr><tr><td>松江市</td><td>松江市教育委員会 学校教育課 学事係</td><td>0852-55-5416</td></tr><tr><td>浜田市</td><td>浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援係</td><td>0855-25-9711</td></tr><tr><td>出雲市</td><td>出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係</td><td>0853-21-6190</td></tr><tr><td>益田市</td><td>益田市教育委員会 学校教育課</td><td>0856-31-0451</td></tr><tr><td>大田市</td><td>大田市教育委員会 総務課 総務管理係</td><td>0854-83-8121</td></tr><tr><td>安来市</td><td>安来市教育委員会 学校教育課 学事係</td><td>0854-23-3180</td></tr><tr><td>江津市</td><td>江津市教育委員会 学校教育課 管理係</td><td>0855-52-7495</td></tr></table>		市町村名	担当部署名	TEL	松江市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5416	浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援係	0855-25-9711	出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190	益田市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451	大田市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8121	安来市	安来市教育委員会 学校教育課 学事係	0854-23-3180	江津市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
市町村名	担当部署名	TEL																							
松江市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5416																							
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援係	0855-25-9711																							
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190																							
益田市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451																							
大田市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8121																							
安来市	安来市教育委員会 学校教育課 学事係	0854-23-3180																							
江津市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495																							

雲 南 市	雲南市教育委員会 学校教育課 義務教育グループ	0854-40-1072
奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 学校教育グループ	0854-52-2672
飯 南 町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川 本 町	川本町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-72-0704
美 郷 町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑 南 町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉 賀 町	吉賀町教育委員会 学校教育係	0856-77-1285
海 士 町	海士町教育委員会 共育課学校教育係	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知 夫 村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

■島根県担当課

教育庁 学校企画課 情報・運営グループ TEL 0852-22-6490

No.	事業名
83	高等学校等就学支援金
■事業概要 家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給する。 就学支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者等が直接受け取ることはない。また、返済は不要。 【支給要件等】 (1) 所得要件 保護者等の地方税の課税所得×6%－調整控除の額が304,200円未満である者 (2) 受給資格（以下の全てに該当する者が対象です） ・以下（3）の支給期間を超えない者 ・高等学校等を卒業又は修了していない者 (3) 支給期間 高等学校等の在学期間が通算36月（定時制・通信制課程は48月）以内 (4) 支給額 [公立高校] 授業料相当額 [私立高校] 全日制の場合：授業料月額のうち9,900円～33,000円 （（1）の税額による） 通信制の場合：1単位あたり4,812円～12,030円 （（1）の税額による）	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 高等学校等に在学する生徒	
■問い合わせ先 [公立高校] 下記「島根県担当課」に同じ [私立高校] 各私立高等学校等（入学前の場合は下記「島根県担当課」に同じ）	
■島根県担当課 [公立高校担当] 教育庁 学校企画課 管理・支援グループ TEL 0852-22-5410 [私立高校担当] 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5018	

No.	事業名
8 4	私立高等学校等授業料減免事業
■事業概要 家庭の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在籍する生徒等が所得要件に該当する場合、学校設置者が生徒や保護者等に請求する授業料が減免される。 【要件等】 （１）対象者 高等学校等に在籍中で以下（２）に記載の在学期間を超えない生徒のうち、その保護者等が次の①または②に該当する者 ①保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（生活保護を含む）である者 ②保護者等の地方税の課税所得×６％－調整控除の額が 154,500 円～ 304,200 円未満である者 （２）支給期間 高等学校等の在学期間が通算 36 月以内（就学支援金と同じ） （３）支給額 （１）の①に該当する者：授業料と「高等学校等就学支援金（No.32）」との差額分 （１）の②に該当する者：月額 2,500 円	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 上記「対象者」のとおり	
■問い合わせ先 各私立高等学校等（入学前の場合は、下記「島根県担当課」に同じ）	
■島根県担当課 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5017	

No.	事業名
85	高等学校等奨学のための給付金
■事業概要 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる非課税世帯の保護者等に対して、返済不要の給付金を支給する。	
【給付要件等】 (1) 給付対象者 7月1日（基準日）現在、次の要件を全て満たすことが必要。 ・高等学校及び高等専門学校等に在学する生徒の保護者等であること。 ・保護者等が島根県内に住所を有すること。 ・保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯、または生活保護法第36条の規定による生業扶助を受けている世帯であること。 ・平成26年度以降に入学した生徒の保護者等であること。 (2) 給付額 給付額（一人当たり）年額 32,300 円～ 152,000 円	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 上記「給付対象者」のとおり	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」のとおり	
■島根県担当課 [国公立学校担当] 教育庁 学校企画課 管理・支援グループ TEL 0852-22-5410 [私立学校等担当] 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-6050	

No.	事業名												
87	島根県高等学校等奨学事業												
■事業概要 学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な生徒に対して奨学資金を貸与する。 【要件等】 (1) 対象者 高等学校・高等専門学校（専攻科を除く）・専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な次の①～③のいずれかに該当する島根県出身の生徒。 ① 生徒の住所が島根県内に通算して 5 年以上ある場合 ② 父母またはこれに代わる人の住所が島根県内にある場合 ③ 上記①または②に準ずるものとして島根県育英会において特に認めた場合 (2) 採用の種類 予約採用 中学校等の第3学年に在学し、翌年度、高等学校等へ進学を希望する人が応募することができる。 私立の学校へ入学する人は入学支度金の貸与も希望できる。 在学採用 高等学校等へ在学する人が応募することができる。 緊急採用 予約・在学の応募を締め切った後に、急な進路変更や、家計支持者の失業等による家計急変のため、緊急に奨学資金の必要性が生じた場合に申し込みができる。 (3) 貸与額 <table><tr><td rowspan="2">①国公立高等学校等</td><td>自宅通学（月額）</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>自宅外通学（月額）</td><td>23,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">②私立高等学校等</td><td>自宅通学（月額）</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>自宅外通学（月額）</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>入学支度金</td><td>23,100円</td></tr></table> (4) 貸与期間 卒業までの最短修業年限の最終月まで (5) 返還方法 貸与期間が終了した翌月から起算して半年を経過した月から、貸し付けを受けた奨学資金の総額に応じて定められた期間内に返還する。		①国公立高等学校等	自宅通学（月額）	18,000円	自宅外通学（月額）	23,000円	②私立高等学校等	自宅通学（月額）	33,000円	自宅外通学（月額）	38,000円	入学支度金	23,100円
①国公立高等学校等	自宅通学（月額）		18,000円										
	自宅外通学（月額）	23,000円											
②私立高等学校等	自宅通学（月額）	33,000円											
	自宅外通学（月額）	38,000円											
	入学支度金	23,100円											
■実施主体 公益財団法人 島根県育英会													
■事業対象者 上記「対象者」のとおり													

■問い合わせ先

公益財団法人 島根県育英会

島根県松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター 3 階

TEL. 0852-28-1981 / FAX. 0852-26-2089

■島根県担当課

教育庁学校企画課 管理・支援グループ

TEL 0852-22-5410

No.	事業名	
8 8	特別支援教育就学奨励費	
■事業概要 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障がいのある幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。 【支給要件等】 〔小・中学校〕 (1) 支給対象者 ①特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者 ②学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者 (2) 支給対象費 学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費／通学用品費／拡大教材費／通学費／職場実習費／交流及び共同学習費／修学旅行費／校外活動費／学校給食費／オンライン学習通信費 (3) 支給上限額 実費又は実費（品目により上限額あり）の1／2 〔特別支援学校〕 (1) 支給対象者 特別支援学校へ就学する児童等の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者） (2) 支給対象経費 学校給食費／通学費／帰省費／職場実習交通費／交流及び共同学習費／寄宿舎居住に伴う経費／修学旅行費／校外活動等参加費／職場実習宿泊費／学用品・通学用品購入費／新入学児童生徒学用品・通学用品購入費／教科用図書購入費（高等部のみ）／オンライン学習通信費 ※支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。		
■実施主体 島根県（特別支援学校）・各市町村（小・中学校）		
■事業対象者 上記「支給対象者」のとおり		
■問い合わせ先 〔小・中学校〕		
市町村名	担当部署名	TEL

松江市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5416
浜田市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援係	0855-25-9711
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190
益田市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大田市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8121
安来市	安来市教育委員会 学校教育課 学事係	0854-23-3180
江津市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
雲南市	雲南市子ども政策局 子ども家庭支援課 子ども家庭支援グループ	0854-40-1067
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 学校教育グループ	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-72-0704
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津和野町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会 学校教育係	0856-77-1285
海士町	海士町教育委員会 共育課 学校教育係	08514-2-1222
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知夫村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

〔特別支援学校〕 下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

〔小・中学校〕 教育庁 学校企画課 情報・運営グループ TEL 0852-22-6490
 〔特別支援学校〕 教育庁 特別支援教育課 企画グループ TEL 0852-22-5420

No.	事業名	
89	結集！しまねの子育て協働プロジェクト (学校支援、放課後子ども教室等、地域未来塾による学習支援等)	
■事業概要		
【学校支援】		
・学校と地域の連携・協働のもと行われる、地域ボランティアとの連絡調整や環境整備活動、登下校の見守り、学校行事の準備・運営などの活動に取り組むことにより、子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりの取組。		
【放課後子ども教室等（再掲）】		
・放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組。		
【地域未来塾による学習支援等】		
・放課後や週末等において、小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による学習支援を行う取組。		
■実施主体		
各市町村		
■事業対象者		
【学校支援】 主に小中学生 【放課後子ども教室等】 主に小学生		
【地域未来塾による学習支援等】 主に小・中・高校生		
■問い合わせ先		
市町村名	担当部署名	TEL
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係	0852-55-5311
浜田市	浜田市まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係	0855-25-9204
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課 社会教育係	0853-21-6909
益田市	益田市教育委員会 協働のひとづくり推進課	0856-31-0622
大田市	大田市教育委員会 社会教育課 社会教育・スポーツ係	0854-83-8127
安来市	安来市政策推進部 地域振興課 社会教育係	0854-23-3070
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係	0855-52-7496
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課 キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 地域学習推進グループ	0854-52-2672
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	0854-76-3944
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-72-0594
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係	0855-75-1217
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課	0855-83-1127
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	0856-72-1854
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	0856-77-1285

海 士 町	海士町教育委員会 共育課 地域共育係	08514-2-1221
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課 社会教育係	08514-6-0171
知 夫 村	知夫村教育委員会 社会教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係	08512-2-2126

■島根県担当課

教育庁 社会教育課 社会教育グループ TEL 0852-22-5428

No.	事業名
90	学習支援事業 (子どもの居場所創出等支援事業)
■事業概要 子どものセーフティーネット充実の一環として、子どもの居場所における学習支援を進める市町村に対して、支援を行う。	
■実施主体 各市町村	
■事業対象者 生活困難層の小中学生	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 教育庁 人権同和教育課 指導グループ TEL 0852 - 22 - 5432	

No.	事業名
9 1	公立高等学校学び直し支援金
■事業概要 国公立の高等学校、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、公立高等学校へ再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給期間の満了後も、家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための学び直し支援金を支給する。 学び直し支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者等が直接受け取ることはない。また、返済は不要。 【支給要件等】 （1）所得要件 保護者等の地方税の課税所得×6％－調整控除の額が304,200円未満である者 （2）受給資格（以下の全てに該当する者が対象です） ・就学支援金の支給年限等を超過した者 ・高等学校等を卒業又は修了していない者 ・高等学校等を退学したことがある者 （3）支給期間 最大24月間 （4）支給額 授業料相当額	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 公立高等学校に在学する生徒	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」に同じ	
■島根県担当課 教育庁 学校企画課 管理・支援グループ TEL 0852-22-5410	

No.	事業名
9 2	私立高等学校等学び直し等のための就学支援金
■事業概要 高等学校等の留年者や中途退学後に再入学した者で、高等学校等就学支援金の支給期間が満了したものに対して、家庭の教育費負担を軽減するため、学び直し等のための就学支援金を支給する。 この支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者等が直接受け取ることではない。また、返済は不要。 【支給要件等】 (1) 所得要件 保護者等の地方税の課税所得×6%－調整控除の額が304,200円未満である者 (2) 受給資格（以下の全てに該当する者が対象です） ・就学支援金の支給年限等を超過した者 ・高等学校等を卒業又は修了していない者 (3) 支給額 全日制の場合：授業料月額のうち9,900円～24,750円（(1)の税額による） 通信制の場合：1単位あたり4,812円～12,030円（(1)の税額による）	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 私立高等学校等に在学する生徒	
■問い合わせ先 各私立高等学校等（入学前の場合は下記「島根県担当課」に同じ）	
■島根県担当課 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5018	

No.	事業名
94	専門学校生への効果的な経済的支援のあり方に関する実証研究事業（うち経済的支援事業）
■事業概要 私立専門学校が、経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料の一部を免除した場合、学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の一部を支援する。 【交付要件等】 （１）交付対象者 私立専門学校を設置する学校法人等が、経済的に修学困難であることを理由に、次のいずれかに該当する生徒の授業料を減免した場合に、当該生徒に対し補助金を交付する。 ・①生活保護法による保護費を受給している世帯の生徒 ・②個人住民税所得割が非課税（税額控除前の所得割額が０円）の世帯の生徒 ・③所得税が非課税（税額控除前の税額が０円）の世帯の生徒 ・④保護者等の倒産、失職等により家計が急変した世帯の生徒 ・⑤新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の生徒 ※上記①～④の生徒は、令和元年度までに専門学校に入学した生徒であり、高等教育の修学支援新制度により支援を受けていない者とする。 （２）交付額 私立専門学校が実施した授業料減免額の２分の１以内	
■実施主体 島根県	
■事業対象者 上記「交付対象者」のとおり	
■問い合わせ先 下記「島根県担当課」のとおり	
■島根県担当課 総務部 総務課 私学・県立大学室 TEL 0852-22-5017	

■その他の情報■

本ガイドブックに掲載している施策のほか、県内市町村や全国の自治体で実施している取組などを掲載しているホームページもありますので、紹介します。

- 子供の支援情報自治体情報ポータルサイト
「子供の未来応援国民運動」ホームページ
<http://www.kodomohinkon.go.jp/>